



第2期 ふじさわ自殺対策計画



～気づき つながる
いのちを支える藤沢市～

(令和6年度～令和10年度)

2024年(令和6年)3月
藤沢市

はじめに

幸せを感じながら自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現は、すべての人々の普遍的な願いであり、こうした願いを実現するには、誰ひとり自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが重要です。

自殺の多くは、様々な悩みを複合して抱え込み、社会とのつながりの希薄化、生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、正常な判断ができない危機的な状態にまで追い込まれ、個人の自由な意思や選択の結果ではなく「追い込まれた末の死」と考えられています。

また、世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は、社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

これまで、本市では「第1期ふじさわ自殺対策計画」を策定し、自殺対策の推進に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や社会環境の変化等の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化し、減少傾向にあった自殺者数は増加に転じました。さらなる対策の強化が求められている中、昨年閣議決定された国の自殺総合対策大綱や第1期計画の進捗状況等を踏まえ、引き続き総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、この度、「第2期ふじさわ自殺対策計画」を策定いたしました。

第2期計画では、これまでの基本理念を継承しつつ、社会環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等から顕在化した課題を踏まえ、新たに「女性の自殺対策」を基本施策に加えるとともに「子ども・若者への自殺対策」のさらなる強化を図り、3つの重点施策、8つの基本施策を掲げました。これら施策の取組につきましては、健康医療、福祉、子ども青少年、経済、教育などの庁内関係部局が緊密に連携するとともに、関係機関とも相互に連携・協働し、地域の実情に応じた対策を推進してまいります。

市民の皆様には、自殺が社会全体の問題であるとともに、こころの健康を損なう危機は誰にでも起こりうること、また、ご自身のこころの不調はもとより、悩みを抱えた友人・家族などに気づき、信頼できる人や専門の窓口等に支援を求めることなどの行動が、かけがえのない大切な「いのち」を守ることにつながることをご理解いただき、自殺対策の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、熱心にご議論いただきました藤沢市自殺対策協議会委員の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者並びに市民の皆様にご心から感謝申し上げます。



2024年3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

目次

はじめに

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 ふじさわ自殺対策計画（第1期）の達成状況	4
5 ふじさわ自殺対策計画（第2期）の数値目標	5
6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組	6

第2章 藤沢市の自殺の実態

1 全国・神奈川県との比較	8
2 自殺者数の年次推移	8
3 男女別の自殺の状況	9
4 年代別の自殺者数	10
5 児童生徒・学生等の自殺者の内訳	10
6 就労者の自殺割合について	11
(1) 自殺者の職業の有無	11
(2) 有職者の就業形態の内訳	12
7 高齢者の自殺者数	13
8 自殺の原因・動機	14
9 年代別の死因	15
10 藤沢市の自殺の特徴	16

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本理念	18
2 基本方針	18
(1) 重層的支援体制整備事業との関連	18
(2) 孤独・孤立対策との関連	19
(3) 子どもの自殺対策の強化	19

3 施策体系	20
(1) 新たな自殺総合対策大綱に基づく基本施策	20
(2) 本市の自殺の特徴に基づく重点施策	20
4 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	22
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	23
(3) 市民の気づきを促進.....	24
(4) こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進	26
(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止	30
(6) 遺された人への支援の充実	31
(7) 子ども・若者への自殺対策の更なる強化.....	31
(8) 女性の自殺対策の推進	35
5 重点施策	
(1) 就労者への支援.....	38
(2) 高齢者への支援.....	40
(3) 生活困窮者への支援.....	42

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進行管理	46
(1) 推進体制	46
(2) 進行管理	46
2 自殺対策組織の関係図	47

資料編

1 自殺対策基本法	48
2 自殺総合対策大綱（概要）	51
3 藤沢市自殺対策協議会設置要綱.....	53
4 藤沢市自殺対策協議会委員名簿.....	54
5 藤沢市自殺対策推進会議設置要綱	55
6 藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱.....	56
7 「ふじさわ自殺対策計画」改定経過.....	57
8 パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要.....	57
9 主な相談窓口.....	59

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

全国の自殺者数は、1998年（平成10年）から3万人を超える状況が続いていましたが、2006年（平成18年）10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国をあげて自殺対策が総合的に推進されてきました。その結果、自殺者数は2010年（平成22年）から減少に転じ、2019年（令和元年）は最少の2万169人（警察庁自殺統計 発見日・発見地）となるなど、着実に成果を上げてきました。

本市では、2007年（平成19年）11月に庁内関係部署で構成する「藤沢市自殺対策庁内連絡会」を設置し、さらに、2009年（平成21年）4月には、社会的な諸問題に対応する機関が連携・協働して自殺対策の推進を図れるよう「藤沢市自殺対策協議会」を設置しました。

また、藤沢市自殺対策協議会において、自殺の背景にある多くの社会的要因を多角的に分析・検討するとともに、2019年（平成31年）3月には「ふじさわ自殺対策計画」を策定し、全庁をあげて自殺対策に資する事業展開に取り組んできました。その結果、本市における自殺者数は、2009年（平成21年）の88人をピークに減少傾向に転じ、2021年（令和2年）はピーク時の半分以下である43人まで減少しました。

しかしながら、全国の自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、これは、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率を海外諸国と比較した場合、世界主要7か国の中で最も高い状況が続いています。また、2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数は11年ぶりに前年を上回り増加に転じました。特に、小中高生の自殺者数は自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となっており、2022年（令和4年）には過去最多の自殺者数となりました。さらに、女性の自殺者数が顕著に増加するなど深刻な状況はいまだ続いており、決して楽観できる段階にはありません。

こうした状況を踏まえ、国は「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、2022年（令和4年）10月に新たな大綱を策定しました。この新たな大綱では、今後5年間で取り組むべき自殺総合対策の基本認識として「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加されるとともに、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等の12項目の重点施策に加えて「女性の自殺対策を更に推進する」が追加されました。

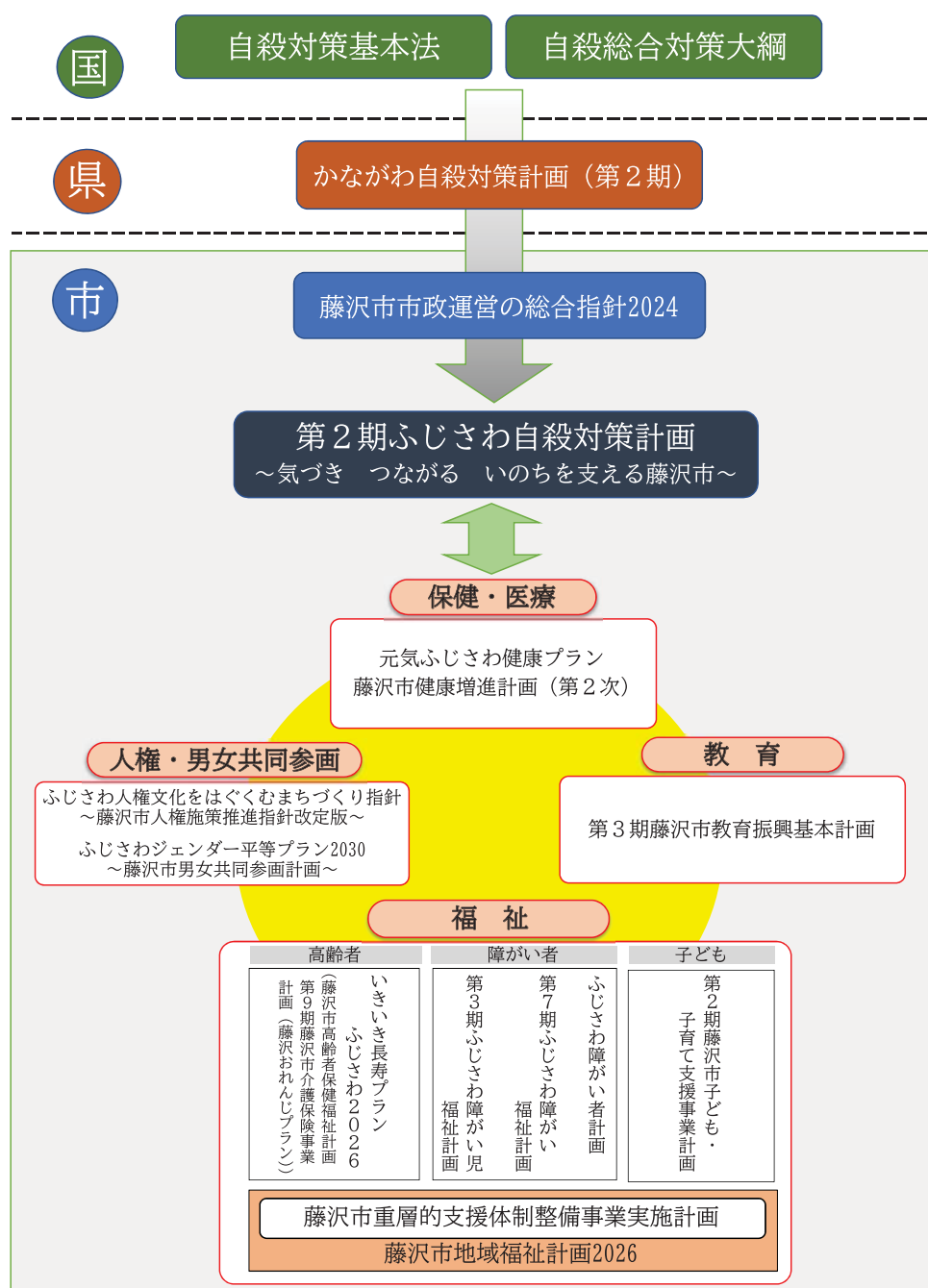
本市においても、このような状況の変化とこれまでの計画推進の状況を踏まえるとともに、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策の更なる充実を図るべく「ふじさわ自殺対策計画」を改定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の定める自殺総合対策大綱及び神奈川県のかながわ自殺対策計画（第2期）の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。

また、「藤沢市市政運営の総合指針2024」のまちづくりコンセプトである「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」及び基本目標である「子どもたちを守り育む」「健康で安心な暮らしを支える」「市民自治・地域づくりを進める」との整合性を図り、本市における他の計画とも一体的な推進を図ります。

図表 1-2 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、自殺総合対策大綱及びひかながわ自殺対策計画（第2期）を踏まえ、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とし、自殺対策基本法等が見直された場合、また、取組の進捗状況及び国の動向などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図表 1-3 計画の期間

2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
					

4 ふじさわ自殺対策計画（第1期）の達成状況

ふじさわ自殺対策計画（第1期）では、自殺総合対策大綱で示された国の数値目標等を踏まえ、本市における、人口動態統計 ※1 による人口10万人あたりの自殺者数（以下、「自殺死亡率 ※2」という。）を2016年（平成28年）の12.9から15%以上減少させ、2021年（令和3年）に11.0以下とすることを数値目標としていました。

2019年（令和元年）から2023年（令和5年）までの5年間の取組成果としては、ふじさわ自殺対策計画（第1期）策定以降、本市の自殺死亡率は減少傾向にあり、2020年（令和2年）は近年では最も低い9.8となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより増加に転じ、翌2021年（令和3年）には13.8まで上昇し、目標を達成することができませんでした。

※1 人口動態統計とは、国内における出生・死亡・死産・婚姻・離婚の実態の把握を目的とする国の基幹統計で、厚生労働省が調査、公表しています。

※2 人口動態統計による自殺死亡率は、対象年の翌々年2月頃に公表されるため、2021年（令和3年）数値が本計画作成時における直近の最新数値です。

図表 1-4 自殺死亡率の推移

西 暦 (和暦)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)
自 殺 死亡率	12.9	14.5	12.1	10.4	9.8	13.8
第1期 計画取組 年度	数値目標 基準年	1年目 2019年度 (令和元)	2年目 2020年度 (令和2)	3年目 2021年度 (令和3)	4年目 2022年度 (令和4)	5年目 2023年度 (令和5)

5 ふじさわ自殺対策計画（第2期）の数値目標

本市における自殺死亡率は、国、県と比較して低く推移していますが、2021年（令和3年）には近年の減少傾向から上昇に転じ、未だ年間60人を超える市民が自殺で亡くなっている状況です。

「ふじさわ自殺対策計画」に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」は、言い換えれば「自殺者0（ゼロ）」の実現を計画の目的に掲げているものです。また、「藤沢市市政運営の総合指針2024」では、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」をまちづくりのコンセプトとして掲げ、その実現には、誰も自殺に追い込まれない社会の実現が必要不可欠です。

そのような社会を実現するために、本計画における数値目標を着実に達成するとともに、全市を挙げて職員、市民一人ひとりが主体となり、関係団体、民間団体、地域等の多様な主体と連携・協働して、総合的な自殺対策を推進していきます。

ふじさわ自殺対策計画（第2期）における数値目標の設定にあたっては、国の新たな自殺総合対策大綱及び県のかながわ自殺対策計画（第2期）で示された数値目標を踏まえ設定します。

自殺総合対策大綱では、2026年（令和8年）までに、2015年（平成27年）と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

【国：自殺死亡率

2015年（平成27年） 18.5 ⇒ 2026年（令和8年） 13.0以下】

かながわ自殺対策計画（第2期）では、2027年度（令和9年度）【2026年（令和8年）数値】までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。

【県：自殺死亡率（人口動態統計）

2016年（平成28年） 14.6 ⇒ 2026年（令和8年） 10.2以下】

本市では、2016年（平成28年）の自殺死亡率12.9を基準とし、10年後の2026年（令和8年）の自殺死亡率を基準から30%以上減少させた9.0以下とすることを数値目標とします。

【藤沢市：自殺死亡率（人口動態統計）

2016年（平成28年） 12.9 ⇒ 2026年（令和8年） 9.0以下】

図表 1-5 自殺死亡率の数値目標

西 暦 (和暦)	2016 年 (平成 28)	2021 年 (令和 3)	2022 年 (令和 4)	2023 年 (令和 5)	2024 年 (令和 6)	2025 年 (令和 7)	2026 年 (令和 8)
自 殺 死亡率	12.9	13.8	↓	↓	↓	↓	9.0 以下
第 2 期 計画取組 年 度	数値目標 基準年	計画改定 2023 年度 (令和 5)	1 年目 2024 年度 (令和 6)	2 年目 2025 年度 (令和 7)	3 年目 2026 年度 (令和 8)	4 年目 2027 年度 (令和 9)	5 年目 2028 年度 (令和 10)

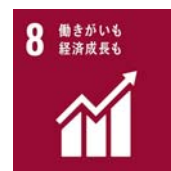
6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGsは、2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際社会全体の目標です。経済・社会・環境についての17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとして、2030年（令和12年）までの実現を目指しています。

ふじさわ自殺対策計画（第2期）と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。また、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけるものです。

《本計画に関連するSDGsの目標》

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



第2章 藤沢市の自殺の実態

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、人口動態統計）と警察庁「自殺統計」（以下、警察庁自殺統計）があります。いずれも、1月から12月の集計を行いますが、人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地をもとに死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地をもとに、発見時点で計上しているため、「人口動態統計」と「警察庁自殺統計」では、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。

本計画は、「人口動態統計」と「警察庁自殺統計」、「いのち支える自殺対策推進センター」による「地域自殺実態プロファイル（2022）」の2種類の統計及び資料を活用し、自殺の実態を分析します。

	人口動態統計	警察庁自殺統計
公表元	厚生労働省 市町村の人口動態調査から	厚生労働省 警察庁の自殺統計原票から
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住所地をもとに死亡時点	発見地をもとに自殺死体発見時点

【地域自殺実態プロファイル（2022）について】

地域自殺実態プロファイル（2022）は、2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の5年間における警察庁自殺統計（自殺日・住居地）をもとに、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が地域の自殺の実態についてまとめた統計資料です。

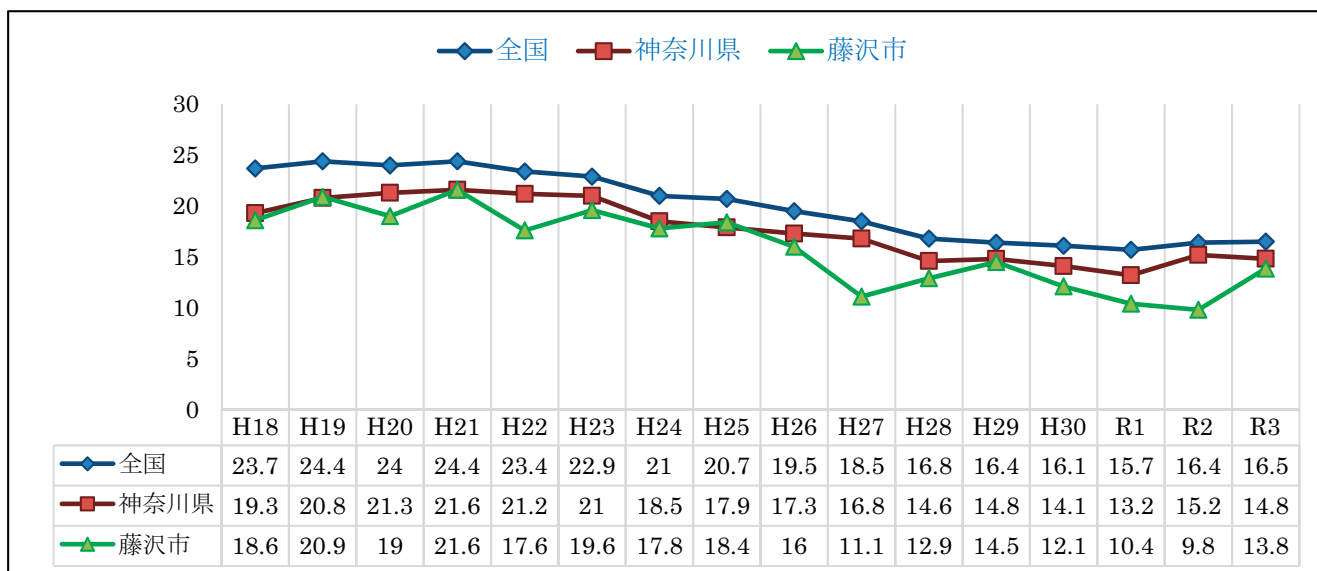
【出典元について】

図表掲載にあたっての出典元の表記については、「引用」は出典元から図表をそのまま引用、「参考」は出典元の数値データを元に藤沢市が作成したものです。

1 全国・神奈川県との比較

本市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全国や神奈川県と比較して低く推移しています。

図表 2-1 全国・神奈川県・藤沢市の自殺死亡率の推移



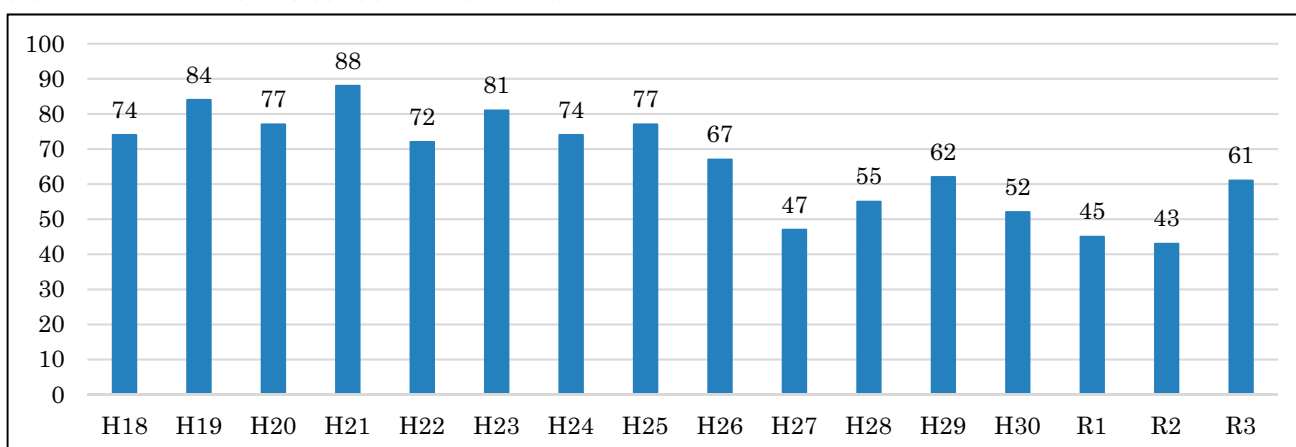
参考：人口動態統計

2 自殺者数の年次推移

本市の自殺者数は、2009年（平成21年）の88人をピークに、増減を繰り返し、ゆるやかな減少傾向がみられましたが、2021年（令和3年）には、減少傾向から一転し、増加しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、2020年（令和2年）には全国的に自殺者数が増加し、本市でも2021年（令和3年）に自殺者数が増加しました。

図表 2-2 藤沢市の自殺者数の年次推移

（単位：人）



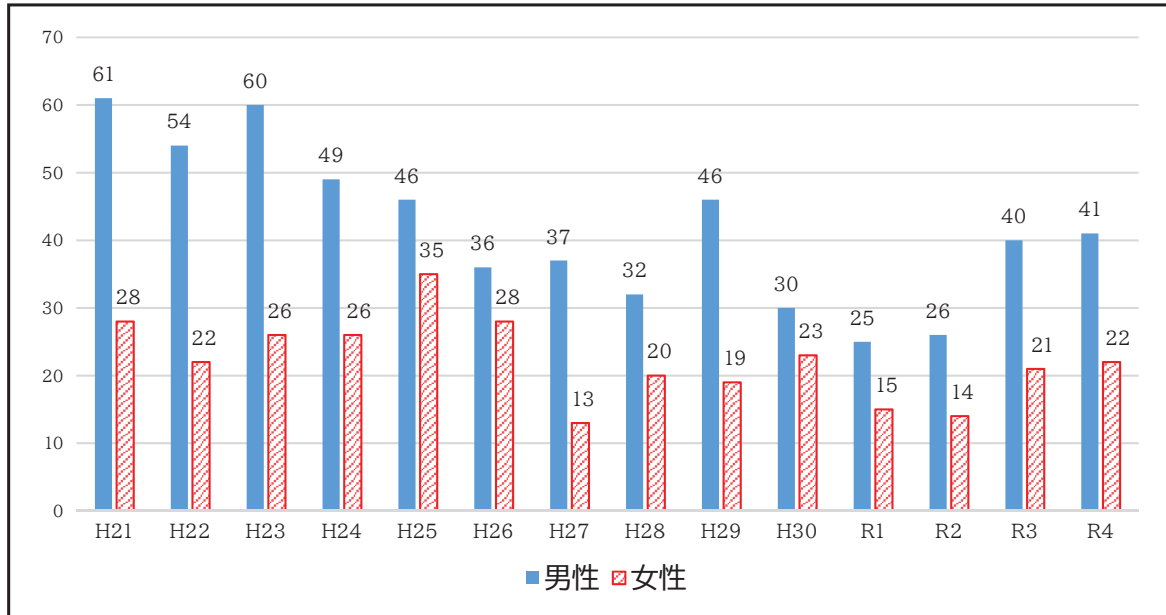
参考：人口動態統計

3 男女別の自殺の状況

本市の男女別の自殺者は、女性よりも男性が多く、近年では男性は女性の約2倍となっています。2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の自殺者数の合計は、男性167人、女性92人となっています。同時期における全国の男女別割合と比較すると、本市は全国よりも若干女性の割合が高くなっています。

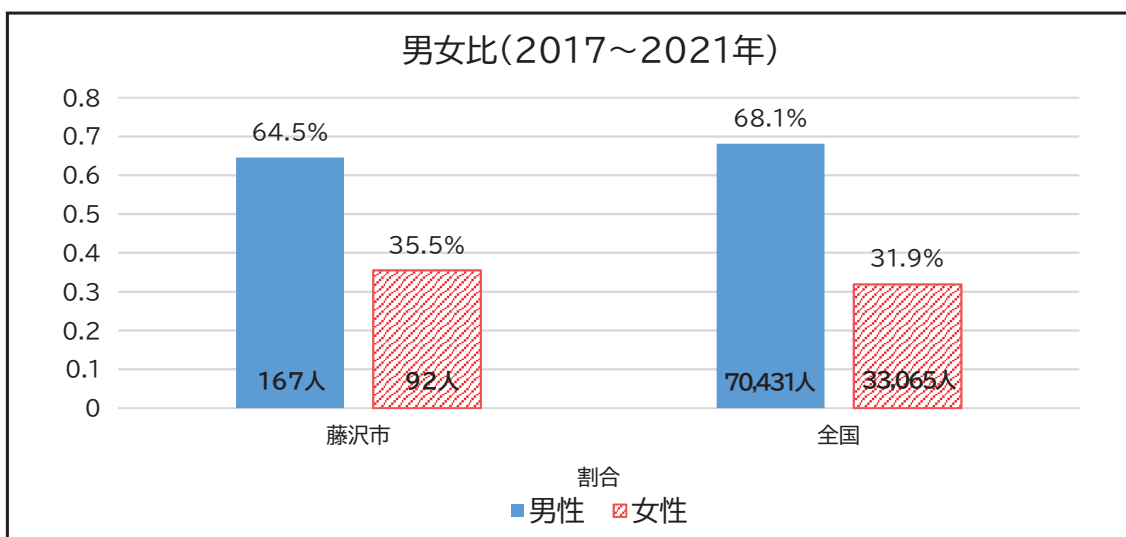
図表 2-3-1 藤沢市 男女別自殺者の年次推移

(単位：人)



引用：警察庁統計（自殺日・住居地）

図表 2-3-2 男女別の自殺割合（2017年～2021年合計）

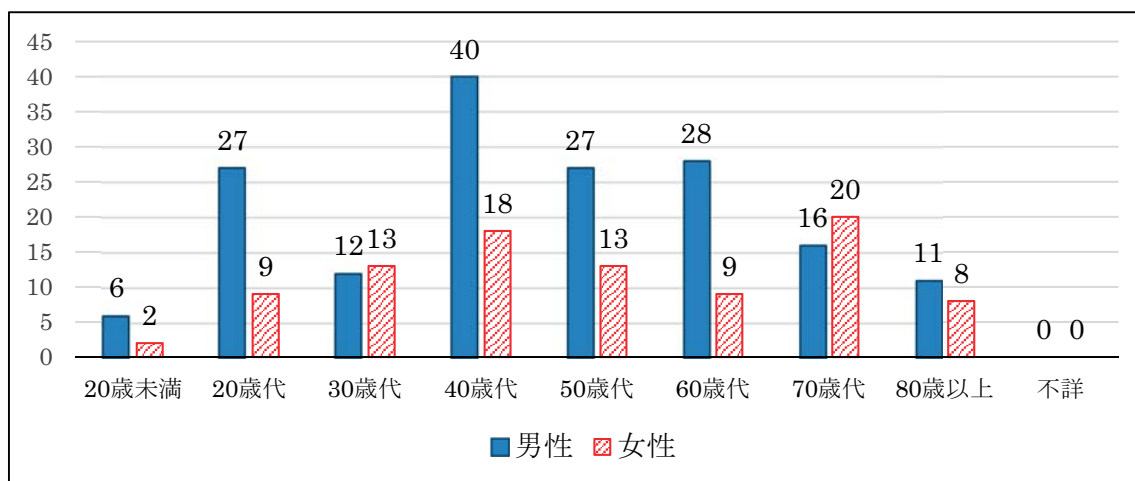


引用：地域自殺実態プロフィール（2022）

4 年代別の自殺者数

本市の2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の年代別自殺者数は、男性は、40歳代、60歳代、20歳代及び50歳代の順に多く、女性は、70歳代、40歳代、30歳代及び50歳代の順に多くなっています。

図表 2-4 藤沢市年代別自殺者数（2017年～2021年合計）（単位：人）



引用：地域自殺実態プロフィール（2022）

5 児童生徒・学生等の自殺者の内訳

本市の2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の児童生徒・学生等の自殺者の内訳は、「中学生以下」「専修学校生等」の自殺者は0人、「高校生」が5人、「大学生」が8人です。本市は、全国と比較して「高校生」「大学生」の割合が高くなっています。

図表 2-5 児童生徒・学生等の自殺者の内訳（2017～2021年合計）

児童生徒・学生等	割合		
	藤沢市	神奈川県	全国
（全年齢）			
中学生以下	0%（0人）	12.6%（37人）	15.0%（684人）
高校生	38.5%（5人）	23.1%（68人）	30.7%（1,404人）
大学生	61.5%（8人）	53.7%（158人）	42.1%（1,921人）
専修学校生等	0%（0人）	10.5%（31人）	12.2%（558人）
合計	100%（13人）	100%（294人）	100%（4,567人）

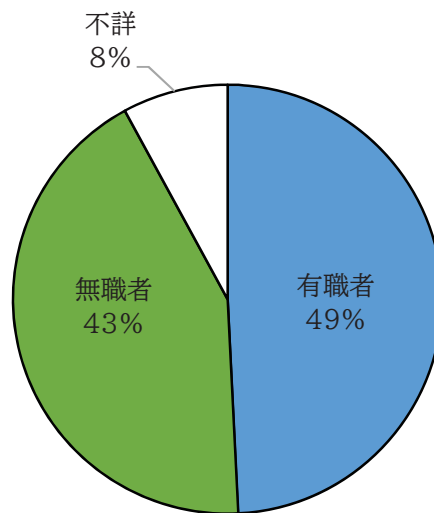
引用：地域自殺実態プロフィール（2022）

6 就労者の自殺割合について

(1) 自殺者の職業の有無

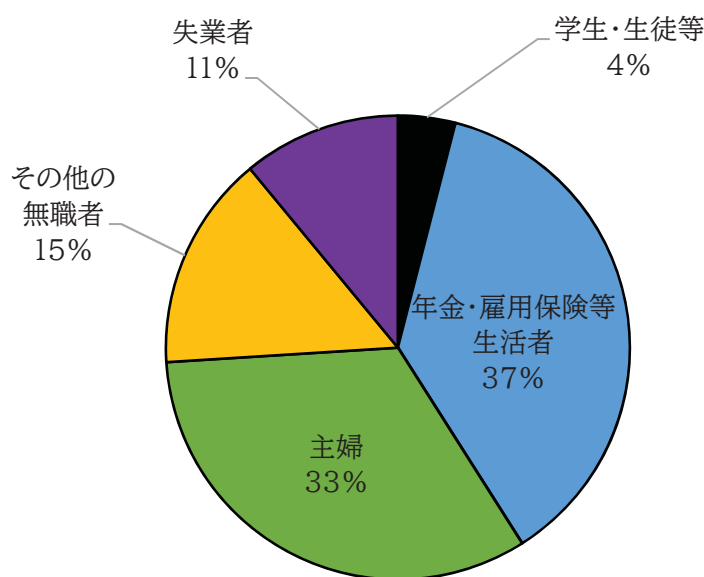
本市の2022年（令和4年）における自殺者の職業の有無については、「有職者」は31人（49%）、「無職者」は27人（43%）となっています。「無職者」のうち、「年金・雇用保険等生活者」が10人（37%）と一番多く、次に多いのが「主婦」で、9人（33%）、「その他の無職者」4人（15%）、「失業者」3人（11%）、「学生」1人（4%）と続いています。

図表 2-6-1 自殺者の職業の有無の割合 2022年（令和4年）



参考：警察庁自殺統計（自殺日・住居地）

図表 2-6-2 無職者の内訳 2022年（令和4年）



参考：警察庁自殺統計（自殺日・住居地）

(2) 有職者の就業形態の内訳

自殺者のうち有職者の就業形態の内訳では、会社勤務等の「被雇用者・勤め人」の自殺割合が、「自営業・家族従業者」と比較して、高くなっています。

図表 2-6-3 有職者の自殺者の就業形態の内訳 (2017~2021 年合計)

職 業	自殺者数	割 合	全国割合
自営業・家族従業者	13 人	12.9%	17.5%
被雇用者・勤め人	88 人	87.1%	82.5%
合 計	101 人	100%	100%

引用：地域自殺実態プロフィール (2022)

令和 2 年国勢調査によると、藤沢市民の 50.0%は他市区町村で従業しています。

また、市内で働く者の 41.9%は、他市区町村の住民でした。このことから、自殺対策の推進には、広域的な取組と、産業保健の分野との連携が不可欠と言えます。

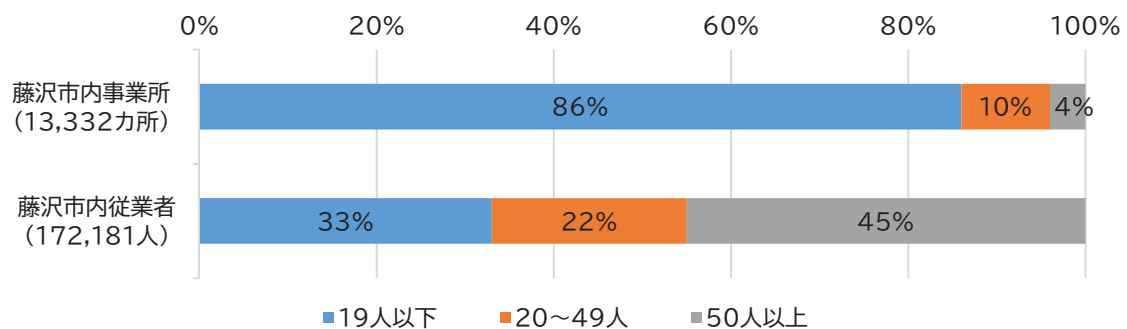
図表 2-6-4 地域の就業者の常住地・従業地 (令和 2 年国勢調査) (単位：人)

		働いている場所 (従業地)			合 計
		藤沢市内	他市区町村	不明・不詳	
住まい (常住地)	藤 沢 市	91,824	99,126	7,128	198,078
	他市区町村	66,302	—	—	
合 計		158,126			

引用：地域自殺実態プロフィール (2022)

市内の事業所の 86%は、労働者数 19 人未満の小規模事業所であり、地域産業保健センター等による支援が行われていますが、自殺対策の推進においては、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけも重要となっています。

図表 2-6-5 地域の事業所規模別事業所／従業者割合 (令和 3 年経済センサス)

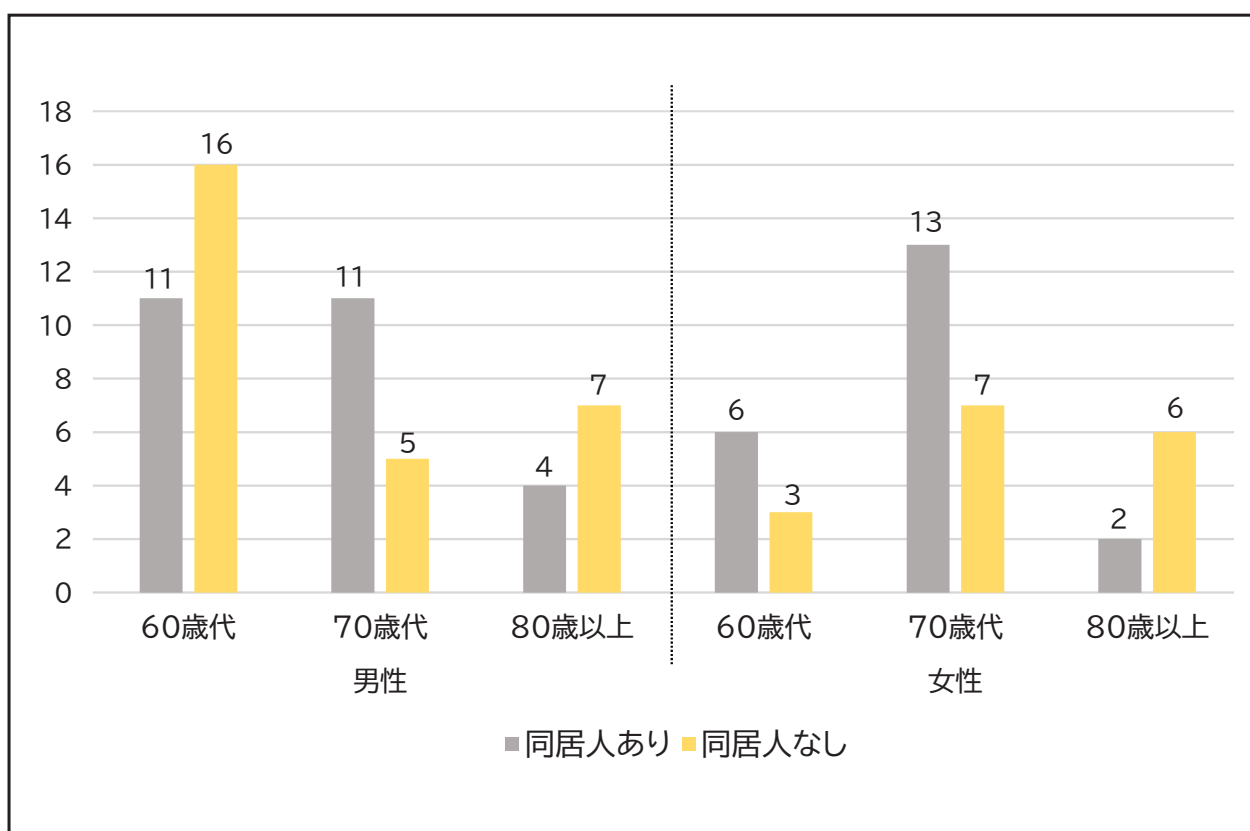


参考：地域自殺実態プロフィール (2022)

7 高齢者の自殺者数

本市の2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の高齢者（60歳以上の自殺者数）の自殺の傾向をみると、合計では91人となっており、60歳代では、男女の差が大きく、女性よりも男性が多いことに対して、70歳代では、男性よりも女性が多くなっています。また、60歳代女性、70歳代男性女性ともに「同居人なし」よりも「同居人あり」の自殺者数が多くなっており、80歳以上では男性女性ともに、「同居人なし」の自殺者が多くなっています。

図表2-7 高齢者 性・年代別同居人の有無別自殺者数（2017～2021年合計）（単位：人）



引用：地域自殺実態プロフィール（2022）

8 自殺の原因・動機

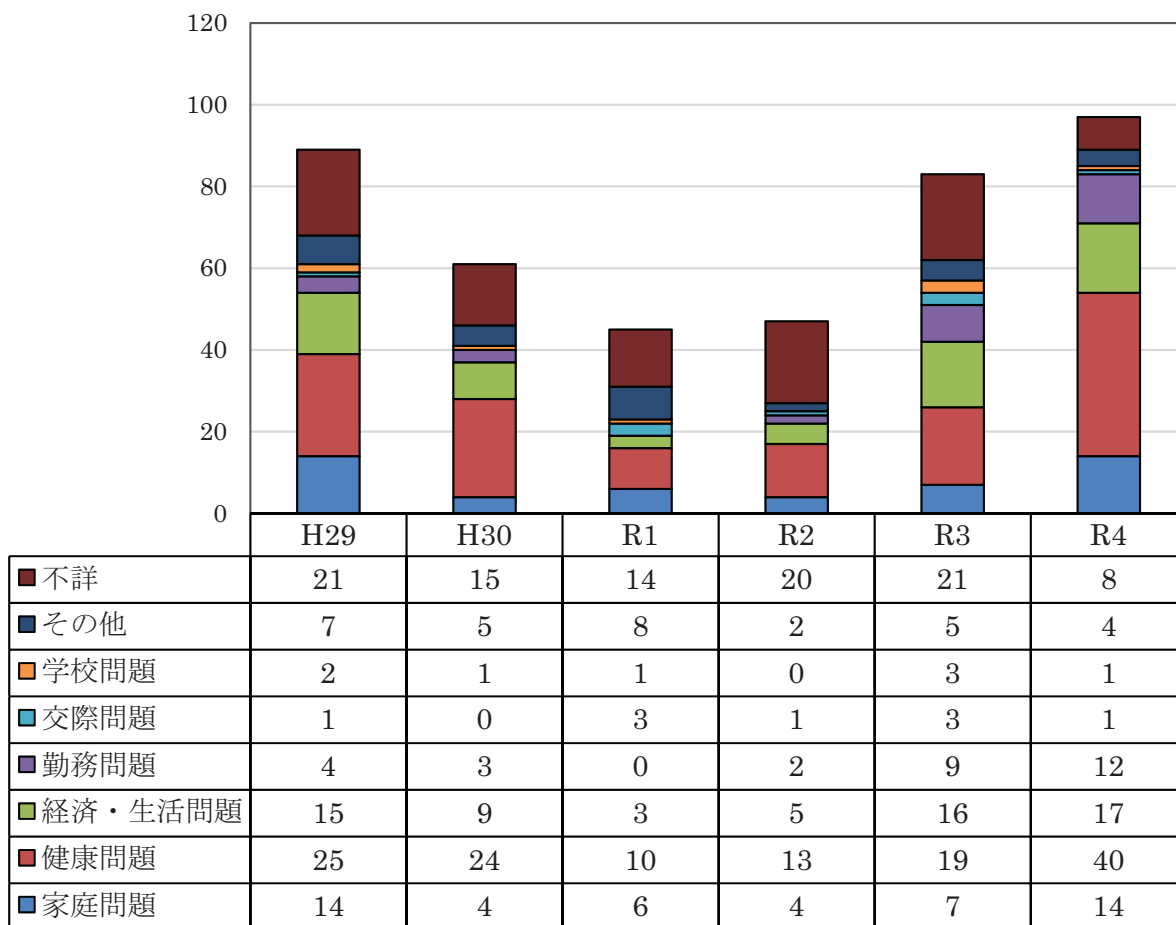
本市の2022年（令和4年）の自殺者の原因・動機別では、「健康問題」が一番多く、次に「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっています。

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクの調査によると、自殺者は平均3.9個の原因・動機を抱えており、「健康問題」に加えて「経済・生活問題」や「家庭問題」を抱えるなど、複合的に連鎖し自殺に至る傾向があります。

なお、警察庁自殺統計における原因・動機別の集計は、2021年（令和3年）までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上していましたが、2022年（令和4年）からは、家族等の証言から考えられる原因等も含め、自殺者一人につき4つまで計上されることとなりました。また、2021年（令和3年）まで「男女問題」と表記されていたものが、2022年（令和4年）から「交際問題」と表記が変更されました。

図表2-8 藤沢市の自殺の原因・動機別 経年推移

(単位：件)



参考：警察庁自殺統計（自殺日・住居地）

9 年代別の死因

2021年（令和3年）の人口動態調査では、本市の年代別の死因で、10歳代から30歳代までの死因の第1位は「自殺」でした。2017年（平成29年）の人口動態調査では、10歳代から20歳代で、死因の第1位が「自殺」でしたが、2021年（令和3年）の調査では、死因の第1位が「自殺」となる年代が30歳代まで広がりました。

図表 2-9-1 年代別の死因 2021年（令和3年）

年代	第1位	第2位	第3位
10歳代	自殺	その他の外因	悪性新生物
20歳代	自殺	心疾患	その他の外因
30歳代	自殺 悪性新生物	心疾患	その他の外因
40歳代	心疾患	自殺	悪性新生物 脳血管疾患
50歳代	悪性新生物	自殺	脳血管疾患
60歳代	悪性新生物	心疾患	神経系疾患
70歳代	悪性新生物	心疾患	
80歳以上	老衰	肺炎	心疾患
全世代 (不詳も含む)	老衰	肺炎	心疾患

参考：人口動態調査 2021

※参考 図表 2-9-2 年代別の死因 2017年（平成29年）

年代	第1位	第2位	第3位
10歳代	自殺	悪性新生物	その他の外因
20歳代	自殺	その他の外因	
30歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
40歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺 脳血管疾患

参考：人口動態調査 2017

10 藤沢市の自殺の特徴

全国的な自殺の特徴として、減少傾向であった自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となりえる様々な問題が悪化したことなどによって、2020年(令和2年)に増加に転じて前年を上回り、特に女性や児童生徒の自殺者数が増えました。本市においても、2009年(平成21年)をピークに自殺者数は減少傾向となっていました。2021年(令和3年)に増加に転じました。(8ページ図表2-1)

本市における自殺者の男女割合は、女性よりも男性が多い傾向は全国と同様ですが、全国と比較して女性の割合が若干高くなっています。(9ページ図表2-3-2) また、児童生徒・学生等の自殺者については、中学生以下は0%、高校生は38.5%、大学生は61.5%で、全国と比較すると中学生以下の割合が低いため、高校生・大学生の割合が高くなっています。(10ページ図表2-5)

より詳細な傾向を把握するため、本市の2017年(平成29年)から2021年(令和3年)における自殺者の生活状況等を「いのち支える自殺対策推進センター」が分析した「地域自殺実態プロファイル(2022)」では、次のとおり本市の自殺の特徴を示しています。

図表2-10-1 藤沢市の自殺の特徴 2017年～2021年の合計

上位5区分*1	自殺者数 (5年合計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対) [推定人口×5年間] *2	背景にある主な自殺の危機経路*3
1位 男性 40～59歳 有職 同居人あり	24人	9.3%	9.3 [257,449人]	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位 男性 60歳以上 無職 独居	23人	8.9%	84.1 [27,351人]	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位 男性 60歳以上 無職 同居人あり	20人	7.7%	14.6 [136,693.5人]	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位 女性 60歳以上 無職 同居人あり	20人	7.7%	9.0 [221,199.5人]	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位 男性 40～59歳 無職 独居	16人	6.2%	253.3 [6,315.5人]	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

引用：地域自殺実態プロファイル(2022)

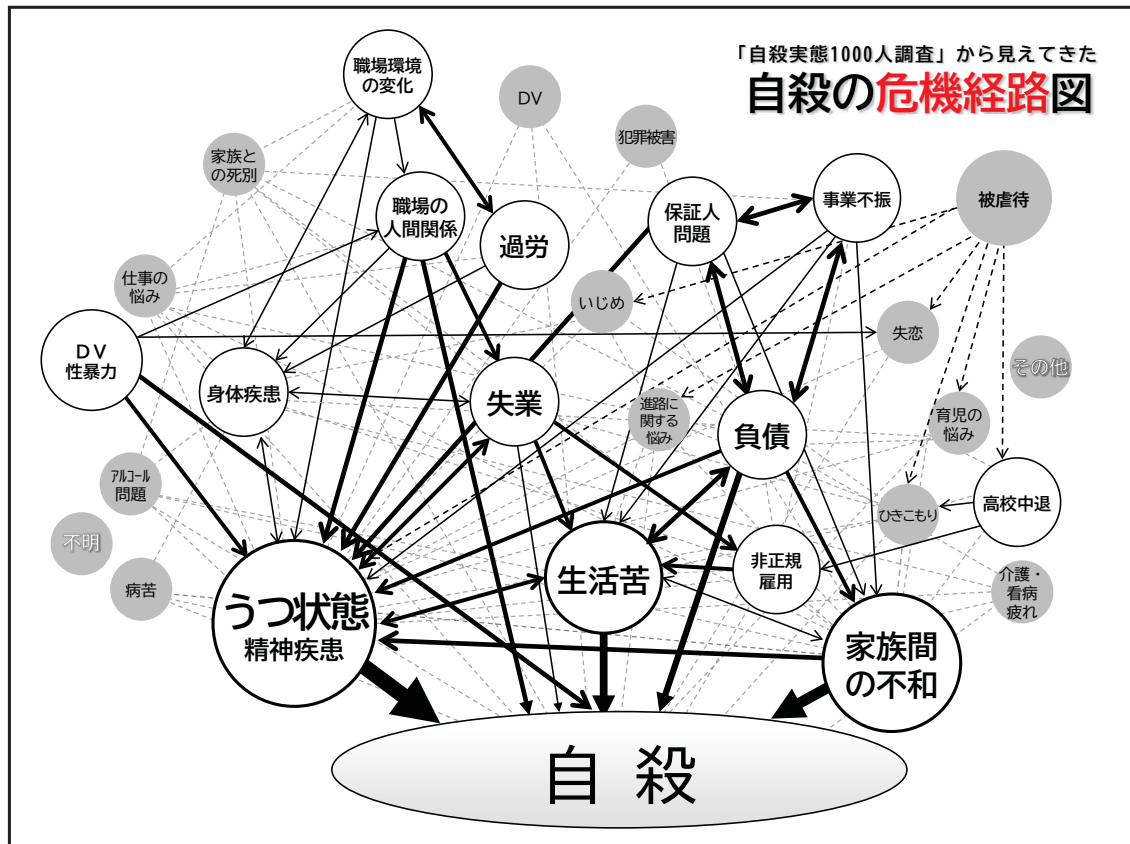
第2章 藤沢市の自殺の実態

- *1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
- *2 自殺死亡率は推定人口を母数とした人口10万人あたりの数値。
 なお、推定人口は総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を用いて集計したものです。
- *3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)を参考に推定しています。自殺は様々な要因が複雑に相関しており(図表2-10-2)、「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺者の特性から代表的と考えられる経路の一例を示したもので、記載の経路が唯一のものではないことに留意してください。

この結果から、本市に多い自殺者の特徴を以下のとおりまとめ、本市が重点的に取り組むべき施策として掲げます。

- ① 勤務に関する問題を抱えた40歳以上の男性(就労者)
- ② 経済、健康、家庭問題を抱えた60歳以上の男女(高齢者)
- ③ 経済問題を抱えた40歳以上の男性(生活困窮者)

図表2-10-2 自殺の危機経路のイメージ図



引用：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 資料

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」を目指します

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることに加えて、社会とのつながりの減少や「生きていても役に立たない」という役割喪失感、さらに、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうことが指摘されています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることから「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」を目指します。

2 基本方針

保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、
「生きることの包括的な支援」として実施していきます

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させ、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれの対策を強化し、かつそれらを総合的に推進することが重要となります。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれず安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

（1）重層的支援体制整備事業との関連

本市では、2023年（令和5年）3月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」が策定され、関係各機関における重層的支援を展開しています。制度の狭間にある人、複合的な課

題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを、早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組をはじめとした各種施策との連携を図っていくことが必要です。地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通しています。

(2) 孤独・孤立対策との関連

2021年(令和3年)12月28日に、国の「孤独・孤立対策の重点計画」がとりまとめられ、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものであり、当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、社会全体で対応しなければならない問題である」と、自殺の問題と同様に社会全体で対応していかなければならないとの認識が示されました。

2023年(令和5年)5月31日には、国の「孤独・孤立対策推進法」(2024年(令和6年)4月1日施行)が成立し、国をあげて「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざす取組を始めています。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺対策にもつながっています。

(3) 子どもの自殺対策の強化

2023年(令和5年)4月には、「こども家庭庁」が発足し、近年の子どもの自殺者数の増加を受け、国は「こども家庭庁」に子どもの自殺対策の司令塔として、「自殺対策室」を設置しました。さらに、国は「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、2023年(令和5年)6月には、「こどもの自殺対策の強化に関する施策(こどもの自殺対策緊急強化プラン)」がとりまとめられました。その中で、「こどもの自殺の要因分析」や、「自殺予防に資する教育や普及啓発」等の取組について策定され、国をあげて「こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現」をめざす取組を始めていることから、子ども・若者の自殺対策について、更なる強化を推進していく必要があります。

3 施策体系

ふじさわ自殺対策計画は、基本施策と重点施策の2つの施策で構成しています。

「基本施策」は、2022年（令和4年）に新たに策定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ8つの施策、「重点施策」は藤沢市の自殺の特徴から3つの施策を掲げています。

この2つの施策体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に推進していくことにより、本市の自殺対策計画の基本方針である「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）新たな自殺総合対策大綱に基づく基本施策

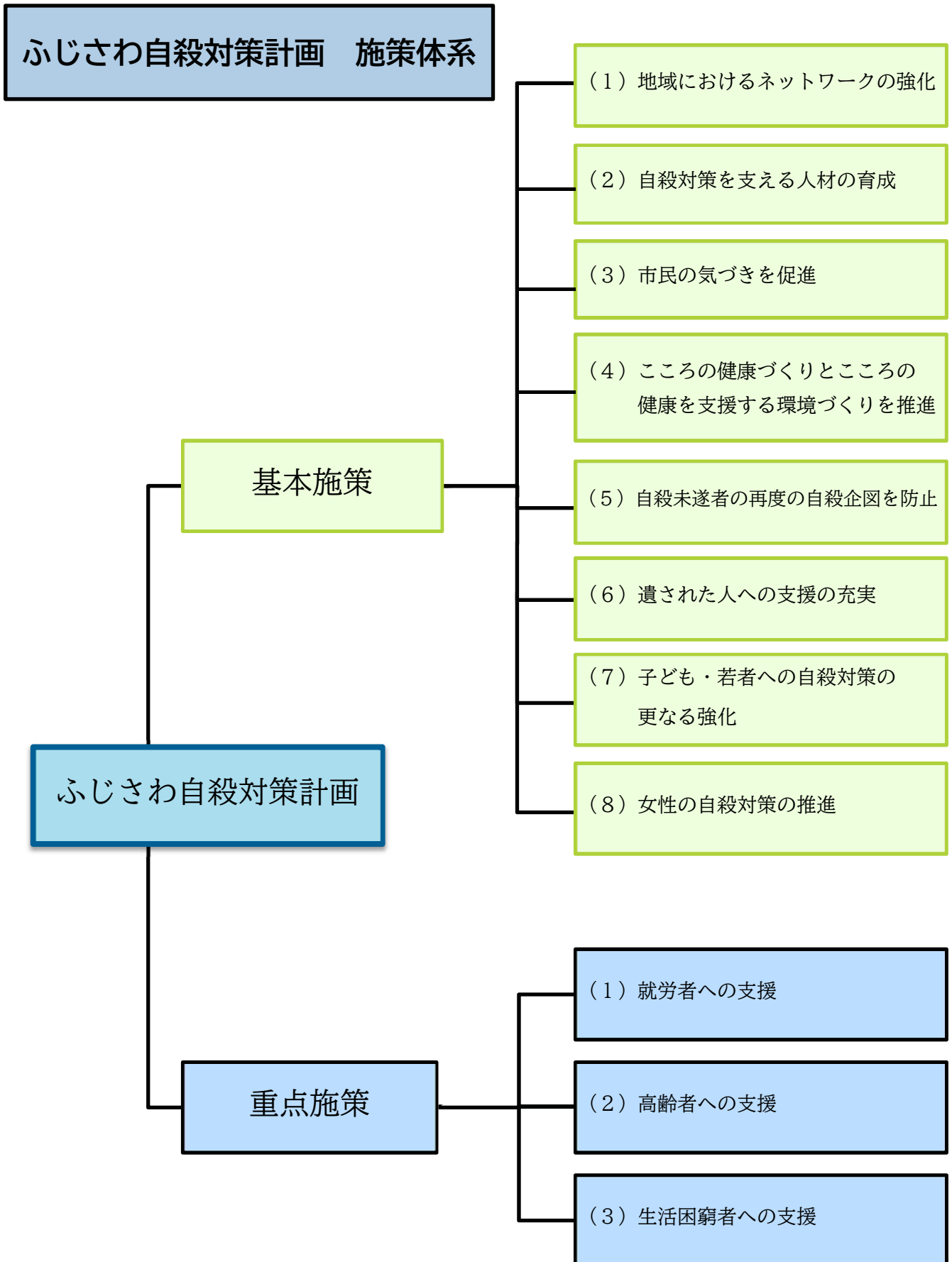
「自殺総合対策大綱」は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたものです。2007年（平成19年）6月に初めて「自殺総合対策大綱」が策定された後、4回改定され、直近では、2022年（令和4年）10月に新たな「自殺総合対策大綱」が策定されています。

全国の自殺者数は、近年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いています。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、2020年（令和2年）以降女性は3年連続の増加、小中高生は2022年（令和4年）には過去最多の水準となっていることから、新たな自殺総合対策大綱の重点施策には、「女性の自殺対策を更に推進する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」が盛り込まれています。

本市においても、この新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組として、（1）地域におけるネットワークの強化、（2）自殺対策を支える人材の育成、（3）市民の気づきを促進、（4）こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進、（5）自殺未遂者の再度の自殺企図を防止、（6）遺された人への支援の充実、（7）子ども・若者への自殺対策の更なる強化、（8）女性の自殺対策の推進の8つの基本施策を掲げました。

（2）本市の自殺の特徴に基づく重点施策

本市の自殺者には、（1）勤務に関する問題を抱えた40歳以上の男性（就労者）、（2）経済、健康、家庭問題を抱えた60歳以上の男女（高齢者）、（3）経済問題を抱えた40歳以上の男性（生活困窮者）が多いという特徴があり（第2章 10 藤沢市の自殺の特徴）、本市の特徴を分析し、そこから導き出される対照群に対して、効果的かつ継続的に取組を進めていくことが重要であるため、「就労者への支援」「高齢者への支援」「生活困窮者への支援」の3つを本市の重点施策といたします。



4 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化



「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

本市においては、地域全体で自殺対策に取り組むため、「藤沢市自殺対策協議会」を設置しています。また、実務的な内容を協議する場として、「藤沢市自殺対策推進会議」や「藤沢市自殺対策庁内連絡会」を開催し、関係各課等の自殺対策関連事業に関する意見・情報交換を実施するとともに、課題解決に向けて関係機関が連携していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(1)-1	自殺対策協議会の開催	地域に必要な自殺対策を協議することを目的として、年に2回協議会を開催。	藤沢市自殺対策協議会 ① 令和4年7月4日 (オンラインと対面での開催) ② 令和5年1月27日 (オンラインと対面での開催)	保健予防課
(1)-2	自殺対策推進会議の開催	庁内の幅広い分野の関係部局が参画して、本市における自殺対策の横断的な体制を整えることを目的として開催。	開催なし(自殺対策計画改定年度に開催予定) 進捗状況については、協議会・庁内連絡会で確認報告	保健予防課
(1)-3	自殺対策庁内連絡会の開催	庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課等の情報交換及び連携の強化をするとともに、自殺対策計画の策定に向けた準備及び計画の推進体制の整備を目的として開催。	藤沢市自殺対策庁内連絡会 ① 令和4年6月27日 (集合開催) ② 令和5年1月11日 (集合開催)	保健予防課

(2) 自殺対策を支える人材の育成



本市では、自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るため、市民や、関係機関・団体・企業など、様々な分野の方を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を育成するために、養成講座を開催しています。

また、子ども・若者への自殺対策の一環として、教職員を対象としたゲートキーパー養成研修も継続して実施していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(2)-1	ゲートキーパー養成講座	自殺に気持ちが傾いた人に、気づき・見守り・支える地域の人材養成講座やこころの健康についての講座を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成講座 13回 (240人) ・庁内職員を対象とした eラーニング研修 3,341人 受講 	保健予防課
(2)-2	教職員向けゲートキーパー養成研修	小中学校の教職員を対象に、自傷行為や希死念慮のある児童生徒への対応、教職員自身のこころの健康の保ち方についての研修を実施。	小学校2校、中学校1校、養護教諭研究班1班 計91人	保健予防課

(3) 市民の気づきを促進



自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも起こり得る危機”であり、危機状態のときには、誰かに援助を求めることが大切であることを社会全体の共通認識となるように普及啓発を図るとともに、自分の周囲にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、自殺対策における市民一人ひとりの役割についても、普及啓発していくことが重要です。

本市においては、心身の健康についての市民向け講演会の開催、自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動や、広報、ホームページ、SNSなどを活用した周知活動など、様々な機会を捉えて普及啓発活動を実施していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-1	精神保健福祉公開講座	精神疾患に関する普及啓発。障がい者支援課・保健予防課・藤沢病院と共催で実施。	① 11月29日 「一人で抱え込まない統合失調症～医療者と当事者から学ぶ病気の話～」 オンライン開催 27人 ② 12月3日 「思春期・青年期以降の発達障がい～自分らしく生きる・暮らすために～」 来所・オンライン開催 123人 ③ 3月4日 「知っておきたいアルコール依存症～病気の理解と家族の対応について～」 オンライン開催 25人	障がい者支援課・保健予防課
(3)-2	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	携帯電話・パソコンを使用して、気軽にこころの健康をチェックするシステムの運用。	メンタルチェックシステム「こころの体温計」 アクセス数 41,089件 (市民利用 25,225件、市民以外 15,864件)	保健予防課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-3	うつ病 当事者・家族 支援事業	うつ病等の病気に対する知識と社会復帰のために必要な知識の普及啓発・情報提供を実施するとともに、当事者・家族等への支援を実施。	うつ病セミナー 4回 168人 うつ病家族セミナー 3回 67人 計 235人参加 (オンライン開催)	保健予防課
(3)-4	自殺対策 講演会	自殺対策のための啓発として、講演会を実施。	自殺対策講演会 (人権男女共同平和国際課と共催) 『生きづらさを抱える若年女性たちの「今」と「これから」に必要なこと』 オンライン動画配信 (9月9日～9月16日) 申込数 90人 動画再生回数 175回	保健予防課
(3)-5	自殺予防 週間・自殺 対策強化月間 啓発活動	自殺予防週間・自殺対策強化月間に自殺対策の普及啓発活動を実施。	① 自殺予防週間普及啓発活動 藤沢駅(3か所)・湘南台駅(1か所)に横断幕を掲示。保健所に懸垂幕を掲示。 本庁舎市民ラウンジにてパネル展示を実施。 市内図書館で、自殺予防に関する図書展示・チラシを配架。 江の島シーキャンドルをグリーンにライトアップ。 市内小中学校へ啓発ポケットティッシュの配布。 ② 自殺対策強化月間普及啓発活動 江の島シーキャンドルをグリーンにライトアップ。 市内図書館で自殺予防に関する図書展示、チラシを配架。 市職員に向けて、庁内職員ポータルで周知。 広報ふじさわへの記事掲載。	保健予防課

(4) こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進



個人においても、社会においても、「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、「生きることの阻害要因」が上回れば自殺リスクは高くなります。自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組とともに、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、適切な対応など、こころの健康の保持・増進を図る、こころの健康づくりを推進します。

また、それらの困難な事態において相談する機会を得られるよう、相談機関の周知・体制整備に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-1	健康づくりサポーター等養成講座	健康づくりに関するボランティア養成講座の基礎講座において、健康づくりに必要な「睡眠」「休養」を含む7分野について講義。	令和4年度は基礎講座のオンデマンド配信を実施。	健康づくり課
(4)-2	健康への普及啓発	睡眠の日・睡眠週間の時期に睡眠に関する啓発。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源とごみの収集日程カレンダーに睡眠の日と睡眠週間を掲載（9月・3月） ・健康ナビの配信（8月、3月） 	健康づくり課
(4)-3	生活習慣病予防講演会	睡眠の基礎知識や生活習慣病との関連、良質な睡眠についての市民向け講演会を実施。	9月8日 題目「良質・快適な睡眠のすすめ～睡眠と生活習慣病～」 参加者 143人 アーカイブ配信 動画視聴回数 242回	健康づくり課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-4	福祉総合相談支援センター・北部福祉総合相談室の運営	福祉・保健の総合的な相談体制の中核として、福祉サービスなどに関する相談・情報提供や、複合的な課題がある、世帯の中に課題を抱える人が複数存在する、福祉以外の分野にまたがる課題があるなどの相談に対応する。	年間延べ相談件数 ・福祉総合相談支援センター 1,161件 ・北部福祉総合相談室 342件 ・地区福祉窓口相談件数 77,457件	地域共生社会推進室
(4)-5	民生委員児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等の実施。	民生委員児童委員配置数 16地区 488人 (2023年3月31日時点) 相談・支援件数 6,673件	福祉総務課
(4)-6	ふじさわ安心ダイヤル24	24時間毎日、無料電話健康相談サービス	医療相談 29,022件 医療機関情報等 14,176件 メンタルヘルスの相談 3,638件 育児相談 93件 健康相談 619件 介護相談 146件	地域保健課
(4)-7	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障がい福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行う。	障がいのある方やその家族等に対して必要な援助や情報提供を行った。 ・基幹相談事業所 1か所 ・委託総合相談支援事業所 4か所 ・委託専門相談支援事業所 3か所 7事業所の個別相談件数： 14,453件 (訪問：2,027件、来所：2,261件、電話等：10,165件)	障がい者支援課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-8	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営。また、障がい者虐待の防止に関する啓発活動等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを課内に設置し、専門の相談員3人配置し、対応に務めた。 【令和4年度障がい者虐待対応件数】 ・前年度からの継続対応 27件 ・令和4年度の新規対応 37件 ・令和4年度中の終結 24件 ・継続対応中 27件 ・障がい福祉施設等職員を対象とした研修を実施。施設職員向けに虐待防止と権利擁護の研修教材を作成。 ・虐待防止に関するポスター 962部を関係機関や地域に配布。 	障がい者支援課
(4)-9	育児相談等（随時相談）	妊娠・出産時期から、育児や児の発育発達に関すること、健康上の問題、日常生活上の相談及び流産・死産等を経験された方への支援等、電話や面接での相談を随時実施。また、必要時は地区担当保健師による継続支援を実施。	相談数 12,179人	健康づくり課
(4)-10	性の多様性に対する理解の促進	性的指向や性自認に対する正しい認識が深まるよう啓発活動として、講演会を実施。	<p>2月2日</p> <p>「性の多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり ～20人に1人は居るかも知れないLGBTQ～」 (2市1町連携事業)</p>	人権男女共同平和国際課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業 番号	事業名・ 関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-11	パートナー シップ宣誓制 度の実施	同性・異性を問わず相互に協 力し合いながら、継続的な共 同生活を行うことを約束した 二人が、両者の自由意思によ り、互いを人生のパートナー であることを宣誓し、その宣 誓に対し、市が「パートナーシ ップ宣誓書受領証」等を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓件数： 11 件 (制度開始からの件数： 35 件) ・パートナーシップ宣誓制度周知 リーフレットの作成：3,000 枚 	人権男女共同 平和国際課

(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止



自殺対策において、自殺未遂者はハイリスク群であり、自殺未遂者の再度の自殺企図防止は自殺者を減少させるために重要な取組です。一般医療機関、精神科医療機関、救命救急センター等の医療機関における身体・精神的治療とともに、精神科医など専門家によるケアの継続や、自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への重層的・包括的な支援が必要となります。

本市では、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業の推進を図ります。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(5)-1	自殺未遂者緊急介入支援事業	専門相談員(精神保健福祉士)を週4日雇用し、訪問・相談等を実施。自殺未遂者に関わる支援者を対象とした自殺未遂者への対応研修の実施。	自殺未遂者緊急介入支援 対応件数 39人、186件 自殺未遂者支援サポート事業 (自殺未遂者の支援者向けの研修) 「自殺未遂者への理解と対応～支援者のこころの健康の保ち方～」オンライン研修 11人参加	保健予防課
(5)-2	自殺未遂者・家族個別支援事業	自殺未遂者とその家族を対象とした専門相談員による電話相談 「まごころホットライン」の設置	委託にて月曜日～金曜日の午後 後に実施。 243回開催 電話相談 30件、面接 3件 相談者：実人数 26人 (男性 13人、女性 13人)	保健予防課

(6) 遺された人への支援の充実



自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっている現状があります。

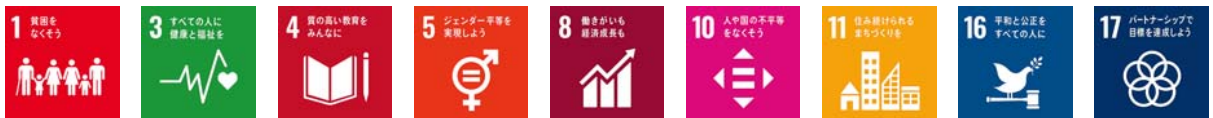
本市では、遺族の孤立防止や安心してあるがままの気持ちや思いを語り合う場として「藤沢わかちあいの会」を開催しています。

また、遺族支援として、相続や行政手続きに関する情報提供を継続して実施していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(6)-1	自死遺族支援事業	自死遺族支援「藤沢わかちあいの会」を実施。 全国自死遺族総合支援センターへ委託。	奇数月 第1火曜日6回開催 延べ参加者数 41人	保健予防課

(7) 子ども・若者への自殺対策の更なる強化



全国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、2022年(令和4年)には過去最多となりました。自殺の原因・動機では、学校問題が最も多くなっています。

本市においては、2021年(令和3年)の20歳未満の自殺者数は過去最多と同数になりましたが、2022年(令和4年)には減少しています。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、2021年(令和3年)の年代別死因順位(人口動態調査)では、10歳代及び20歳代の死因の第1位が自殺となっています。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要です。しかし、ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は様々で、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要です。

児童生徒に対しては、社会において直面する可能性のある困難・ストレスへの対処法を身

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

につけるため、「SOS の出し方に関する教育」を保健所と学校が連携し、実施していきます。また、不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若年者に対しては、SOS を出したときに、SOS を受け止めることができる身近な大人を地域に増やす取組を進めていきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(7)-1	スクールカウンセラーの派遣	藤沢市立小・中・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱える悩みや発達にかかわる課題の解消に向け、児童生徒や保護者、教職員及び地域等への支援・援助を行い、児童生徒の健全育成及び支援教育の充実に努める。	対応回数 41,482 件	教育指導課 (学校教育相談センター)
(7)-2	いじめ相談	いじめに関する相談を、平日の9時から17時まで教育指導課で専門のスクールカウンセラーや学校問題解決支援員等が受け付ける。	いじめ相談ホットライン 36 件 いじめ相談メール 26 件	教育指導課
(7)-3	子どもの学習・生活支援事業	経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場及び居場所を提供する。併せて、学習支援を通じて把握される世帯の困窮状況にも着目し、必要な支援につなげる。	設置場所 4 か所 登録人数 152 人 内訳 生活困窮世帯 76 人 生活保護受給世帯 76 人	地域共生社会推進室・生活援護課
(7)-4	子どもの生活支援事業	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行う。	設置場所 2 か所 延べ来所人数 1,443 人	子ども家庭課

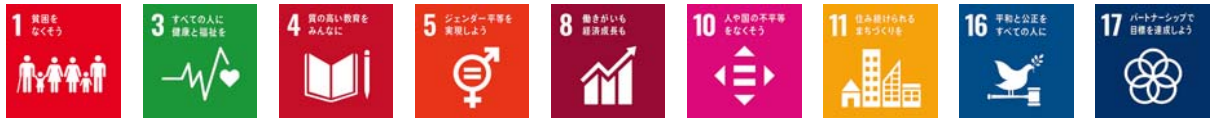
第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(7)-5	若者サポート事業・若年者就労支援事業	自立や就労に悩む若者やその家族、保護者を支援する「ユースサポート・ユースワークふじさわ」の実施。	地域出張相談、保護者セミナーを実施。個別サポートプログラムや就労支援プログラム等、主体的な就職活動への支援。 地域出張相談実施回数 12回 保護者セミナー実施回数 2回 新規登録者数 250人 相談延べ人数 2,016人 プログラム等参加延べ人数 3,204人 進路決定者数 105人	青少年課・産業労働課
(7)-6	児童虐待防止対策事業	① 児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導やサポートプランによる継続的支援を行う。また、子育て相談、子育て不安等の相談に対して情報提供、助言を行い、必要に応じて専門機関に引き継ぐ。 ② 要保護児童対策地域協議会の開催。	① 児童虐待相談 383件 ② 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 実務者会議 5回	子ども家庭課
(7)-7	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援する。	新規相談実人数 652人 個別専門相談実人数 1,461人	子ども家庭課
(7)-8	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の支給決定を行う。	支給決定者数 1,627人	子ども家庭課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(7)-9	保育園における保育の実施	保護者との関わりのなかで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な機関へつなぐなど保育士がつなぎ役、気づき役として役割を担う可能性がある。	公立保育園 14 園	保育課
(7)-10	育児相談(保育園)	保育園にて乳幼児の育児についての悩みや心配事などの相談や情報提供を行う。 月～金曜日(祝日は除く)午前9時～午後4時	相談件数 1,680 件	保育課
(7)-11	児童生徒へのSOSの出し方に関する教育	小中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施。	小中学校校長会・養護教諭部会で事業を周知。 令和4年度に初めて中学校1校(2年生112人)で開催。	保健予防課
(7)-12 (再掲)	教職員向けのゲートキーパー養成研修	小中学校の教職員を対象に、自傷行為や希死念慮のある児童生徒への対応を学ぶ研修を実施。	小学校2校、中学校1校、養護教諭の研究班1班の計91人の教職員に実施。	保健予防課
(7)-13	就労準備支援事業	長期離職やひきこもりなどにより、早期一般就労が難しい方に対し、生活リズムの見直し、人間関係の構築、社会活動への参加を通じて、就労を含めた社会参加に向けた支援を行う。	支援人数 49 人 内訳 生活困窮世帯 29 人 生活保護受給世帯 20 人	地域共生社会推進室・生活援護課

(8) 女性の自殺対策の推進



全国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、女性の自殺者数は 2020 年（令和 2 年）に 2 年ぶりに増加し、2021 年（令和 3 年）は、さらに前年を上回りました。

本市においても、2022 年（令和 4 年）の女性の自殺者数は 22 人と、直近 5 年の平均 18.4 人より多くなっています。2022 年（令和 4 年）の警察庁自殺統計（自殺日・住居地）で、本市自殺者の職業の有無から「無職者」の内訳をみると、「主婦」が 33%を占めており、2021 年（令和 3 年）の 14%からほぼ倍増しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、配偶者等からの暴力や男女の雇用格差等、女性を取り巻く課題は複雑化・多様化していることから、2022 年（令和 4 年）5 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024 年（令和 6 年）4 月 1 日施行）が成立し、国は、「人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」に向けた施策を推し進めています。女性の自殺対策は、孤独・孤立や、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和 4 年度実績	担当課
(8)-1	マドンナの会 (女性のつどい)	女性の精神障がい者が安心して社会参加と交流ができる場を確保するために、東南部障がい者地域相談支援センターおあしすと保健予防課が協力して、小グループによる軽作業や健康に関する学習活動等を実施。	毎月 1 回 第 3 月曜日開催 37 人参加	保健予防課
(8)-2	こんにちは 赤ちゃん事業 ～ハローベビ ィ訪問～	生後 4 か月までに、助産師・保健師・看護師から連絡をした上で、家庭に訪問する。	訪問数 3,027 人	健康づくり課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(8)-3	出産・子育て応援事業	<p>妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体で実施する。</p> <p>※伴走型支援とは、妊娠期から子育て期まで相談に応じ、必要な支援や情報提供を実施する。</p>	<p>令和5年2月から開始</p> <p>妊娠届出時面談 472人</p> <p>妊娠8か月時面談 1人</p> <p>赤ちゃん訪問 72人</p>	健康づくり課
(8)-4 (再掲)	育児相談等 (随時相談)	<p>妊娠・出産時期から、育児や児の発育発達に関すること、健康上の問題、日常生活上の相談及び流産・死産等を経験された方への支援等、電話や面接での相談を随時実施。また、必要時は地区担当保健師による継続支援を実施。</p>	<p>相談数 12,179人</p>	健康づくり課
(8)-5	女性相談	<p>女性相談員を3名配置。</p> <p>平日の8時30分から12時、13時から17時まで、電話や来所での相談を実施。</p>	<p>女性相談件数 434件</p>	生活援護課
(8)-6	女性の就労支援	<p>「就労支援・資格取得講座」及び「働き方相談室」における就労相談の実施。</p> <p>求職者や勤労者に対して、就労やスキルアップに繋がる支援を行う。</p>	<p>F プレイスにて就労支援セミナー及び資格取得講座等を実施した中で女性向けの就労支援セミナーを開催し、働き方相談室においても個別に就労相談を実施した。</p> <p>セミナー参加者数 10人</p> <p>働き方相談室の女性利用者数 197人</p>	産業労働課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(8)-7	ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施	人権を尊重したジェンダー平等社会の実現をめざし、講演会や研修会を実施し、市民や市職員への啓発の推進を実施する。	講演会や研修会等を開催し、ジェンダー平等や男女共同参画への理解の促進を図った。 ① 10月21日 「誰のための「女性活躍」?～女性活躍はあなたにとってのチャンス～」 ② 9月9日～9月16日 生きづらさを抱える若年女性たちの「今」と「これから」に必要なこと（保健予防課共催事業）	人権男女共同平和国際課
(8)-8	「DV相談窓口案内カード」の配布による相談窓口の周知	「DV相談窓口案内カード」を公共施設や百貨店、スーパーマーケットのトイレに配布用のカードを設置。	公共施設や百貨店、スーパーマーケット等36施設のトイレで配布。 市民編集員によるWEB記事「かがやけ地球」に掲載し、周知啓発を図った。	人権男女共同平和国際課
(8)-9	デートDV防止啓発パンフレットの作成、配布	デートDV防止啓発パンフレットを本市及び茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で作成し、配布。	藤沢市立中学校2年生を対象に、パンフレットを配布し、デートDVの啓発と相談窓口の周知を行った。	人権男女共同平和国際課

5 重点施策

(1) 就労者への支援



就労者への支援対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割に加えて、地域での周知、啓発等が重要です。

職域におけるメンタルヘルス対策は、ストレスチェック制度の活用や小規模事業所への対応として産業保健総合支援センターの活動等、多様な支援が行われており、これらの支援制度を活用するために、地域における自殺対策と職域におけるメンタルヘルス対策との連動を図ります。

2014年(平成26年)11月に施行された「過労死等防止対策推進法」及び翌年7月に策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(2021年(令和3年)7月改定)に基づき、過労自殺等を含む過労死等防止対策を効果的に推進する責務が国に課されており、地方公共団体は国と協力しつつ対策の効果的な推進に努める必要があるとされています。過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、一人ひとりが自身にも関わることであり、理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することが大切です。

さらに、労働環境においてハラスメントは、勤務問題に関する自殺の大きな背景要因です。ハラスメントや長時間労働は、往々にして勤務歴が短い等、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすい傾向があるため、社会全般のハラスメント防止への意識や関心を高め、職域におけるハラスメント防止対策が必要となります。

加えて、自営業者を含む経営者の自殺の背景として、経営問題が大きく影響すると考えられますが、実際の対応には精神科医療や家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。

本市では、労働相談や経営者及び労働者に対するメンタルヘルス対策の啓発を推進し、多分野と連携した包括的な支援に取り組んでいきます。

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(1)-1	一般労働相談の実施	毎週火曜日と土曜日に社会保険労務士による労働相談の実施。	計99日実施 相談人数 215人	産業労働課
(1)-2	街頭労働相談会の実施	藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅において、社会保険労務士等による労働相談会の実施。	辻堂駅（5月、10月）、藤沢駅（11月）で実施。 相談人数 329人	産業労働課
(1)-3	「勤労ふじさわ」の発行	市内の勤労者及び事業主を対象に月に1回労働情報紙を発行。メンタルヘルスに係る記事を掲載。	4月号・10月号：ハラスメント対策に関する記事を掲載 2月号：自殺対策強化月間に関する記事を掲載 (毎月 約1,900部発行)	産業労働課
(1)-4	労働問題懇話会の開催	労働団体、経済団体、行政機関等を委員とした労働問題懇話会を開催し、労働環境や地域の雇用・就労等の課題について、意見交換の実施。	年2回開催 (7月、2月)	産業労働課
(1)-5 (再掲)	若者サポート事業・若年者就労支援事業	自立や就労に悩む若者やその家族、保護者を支援する「ユースサポート・ユースワークふじさわ」の実施。	地域出張相談、保護者セミナーを実施。個別サポートプログラムや就労支援プログラム等、主体的な就職活動への支援。 地域出張相談実施回数 12回 保護者セミナー実施回数 2回 新規登録者数 250人 相談延べ人数 2,016人 プログラム等参加延べ人数 3,204人 進路決定者数 105人	青少年課・産業労働課
(1)-6 (再掲)	働く人向けのゲートキーパー養成講座	職場におけるメンタルヘルス対策及び自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るためゲートキーパー養成講座を働く人向けに実施。	企業、教職員、市職員等へのゲートキーパー講座 計9回、192人が受講。	保健予防課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(1)-7 (再掲)	うつ病当事者 ・ 家族支援事業	うつ病等の病気に対する知識と社会復帰のために必要な知識の普及啓発・情報提供を実施するとともに、当事者・家族等への支援を実施。	8月25日 うつ病家族セミナー 「復職に向けた効果的休職生活とその支援」27人が受講。 (オンライン開催)	保健予防課

(2) 高齢者への支援



高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制や、居場所づくり、生きがいづくり、社会参加の促進等といった地域の基盤づくりが重要です。

介護サービス利用者は、介護職員との接点を持っており、また介護職員による見守り・気づきの重要性は知られているところですが、多機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援を実践していきます。

また、うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康課題について、地域の支援者が見守り、異変の早期発見や相談につながるネットワークづくりを推進します。

近年、寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢者世帯、高齢単身世帯が増加しており、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進などが自殺対策においても重要となっています。心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築する必要があり、高齢者の見守り活動・事業と連携し、孤独・孤立の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する地域の普及・啓発を行っていきます。

これらの包括的な支援体制を構築するため、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進していきます。

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(2)-1	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行う。	設置数 19か所 相談延べ件数 29,036件 相談実人数 10,712人	高齢者支援課
(2)-2	家族介護者への支援	①高齢者等を介護している家族等を対象に、孤立防止に向けた介護者同士の交流や介護に必要な知識の習得の場として「家族介護者教室」を開催。 ②「在宅介護者の会ほほえみの会」を運営し、介護者同士の交流を行う。 ③在宅介護をするうえで必要な情報の提供を行うため「介護者応援ハンドブック」を発行。	① 家族介護者教室 市が主催した講演会2回 委託として33回開催。 参加者数延べ 366人 ② 月1回開催 職員が参加。 ③ 「介護者応援ハンドブック」を配布。	高齢者支援課
(2)-3	高齢者虐待の防止	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援とともに次の事業を行う。 ①高齢者虐待専門相談窓口の開設 ②関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③高齢者虐待防止のための講演会・対応研修会などの開催 ④高齢者虐待防止啓発冊子の配布	①専門相談員として職員を3名配置。 ②医師・弁護士・警察署・介護保険事業者等17名を委員として、年に3回高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催。 ③市民（介護者）や高齢者施設等従事者や介護事業所職員に向けて講演会を1回実施し、庁内関係課職員や地域包括支援センター、病院の医療ソーシャルワーカー等を対象に研修を実施した。 ④市関係各課・地区福祉窓口・地域包括支援センター・高齢者福祉施設他、関係機関の窓口にて通年配布した。	高齢者支援課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(2)-4	要介護・要支援認定の調査	要介護・要支援認定の調査を実施するなかで、各ケースにおいて自殺企図のリスクがある対象者を相談へつなげる。	要介護認定者数:21,677人 令和5年3月31日介護認定数 要支援1 4,507人 要支援2 3,236人 要介護1 5,016人 要介護2 2,815人 要介護3 2,243人 要介護4 2,128人 要介護5 1,732人	介護保険課
(2)-5	生涯学習講座「高齢者のこころの健康」の実施	「高齢者のこころの健康」をテーマに高齢者のうつの特徴や、睡眠、認知症について健康教育を実施。	「高齢者のこころの健康」講座 3回 57人が受講	保健予防課

(3) 生活困窮者への支援



生活困窮者はその背景として、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性の希薄化など、様々な問題や課題を抱え、さらにそれらの課題が複雑かつ複合化しており、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に孤立しやすい傾向があります。

厚生労働省は、都道府県や政令市等の自治体に対し、2016年(平成28年)7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出し、2018年(平成30年)10月及び2023年(令和5年)3月に同通知が改正されました。厚生労働省は、本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」としています。

生活困窮状態にある、又は将来的に生活困窮状況に至る可能性のある方が、その他の要因

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

と絡み合い、自殺に追い込まれる可能性を考慮した上で、必要に応じて関係機関とのネットワークを活用することが、包括的な生きる支援としての重要な自殺対策となり、また、社会的に孤立しがちな生活困窮者を地域の人々をつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなり得ます。

本市では、保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報の共有、また、自殺対策の相談窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮状態にある自殺の危険性の高い人に対して、個々の状況に合わせた支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の支援を行います。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-1	生活保護	経済的な理由による生活困窮世帯に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じた自立を支援する。	令和5年3月末日実績 被保護世帯数：4,496世帯 世帯類型別(構成比) 高齢世帯 2,187世帯 (49%) 母子世帯 216世帯 (5%) 障がい・傷病世帯 1,344世帯 (30%) その他世帯 749世帯 (16%) 被保護人員：5,745人	生活援護課
(3)-2	「バックアップふじさわ」 「バックアップふじさわ社協」	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立促進を図るため、自立相談支援事業をはじめとした様々な事業を実施する。また、本事業の一環として市社会福祉協議会への業務委託によりコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、個別支援と合わせて地域活動支援を行う。	自立相談支援事業 相談件数 1,906件 プラン作成件数 347件 (CSWによる相談件数等含む) 住居確保給付金の申請 39件 就労準備支援事業 49人 家計改善相談支援事業 53人 子どもの学習・生活支援事業 4か所設置 登録児童数 200人 CSW配置地区 13地区 一時生活支援事業 4件	地域共生社会推進室

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-3	コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」にするための地域支援の二つの役割を持つ、地域の中で活動する福祉の専門職。相談先、つなぎ先がなかった困りごとについて一緒に考え、関係機関・団体や行政と連携して包括的な相談支援を行う。また、地域活動への支援や地域の支援関係者との顔の見える関係づくりを行う。	配置地区 13 地区	地域共生社会推進室
(3)-4	家計改善支援事業	一時的な金銭給付や貸し付けによる困窮状態の解消を図るのではなく、最終的に健全な家計状態を取戻し、家計管理を自分の力でできるよう、家計診断及び伴走的な相談支援を行う。	支援人数 53 人 終結 14 人	地域共生社会推進室
(3)-5	就労準備支援事業(再掲)	長期離職やひきこもりなどにより、早期一般就労が難しい方に対し、生活リズムの見直し、人間関係の構築、社会活動への参加を通じて、就労を含めた社会参加に向けた支援を行う。	支援人数 49 人 内訳 生活困窮世帯 29 人 生活保護受給世帯 20 人	地域共生社会推進室・生活援護課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-6	子どもの学習・生活支援事業 (再掲)	経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場及び居場所を提供する。併せて、学習支援を通じて把握される世帯の困窮状況にも着目し、必要な支援につなげる。	設置場所 4か所 登録人数 152人 内訳 生活困窮世帯 76人 生活保護受給世帯 76人	地域共生社会推進室・生活援護課
(3)-7	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	身近な地域において誰もが安心して暮らし続けるために、地域住民同士の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域福祉の推進を図る。	誰もがいきいきと健やかに暮し、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所である「地域の縁側」での活動を通じて専門機関、活動団体、会議体等との関係性を構築し、複合化・複雑化した生活課題に対し、改善に向けた支援を行った。 また、市役所分庁舎地域福祉プラザ内にある活動室等を利用し、対象となる当事者団体等に活動場所の提供を行った。	地域共生社会推進室・福祉総務課
(3)-8	多重債務相談	弁護士・相談員による 毎週木曜日午後1回30分(予約制)の相談。	弁護士による多重債務相談 78件	市民相談情報課

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

本計画を推進するため、関係機関や民間団体、行政機関、市民の代表で構成された「藤沢市自殺対策協議会」を設置し、「ふじさわ自殺対策計画」の推進や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

また、自殺対策の推進において、全ての市職員が、「自殺はその多くが追い込まれた末の死である」ことを理解し、本市の自殺の実態についての認識を共有することが重要であることから、市長をトップとした各部等の長で構成する「政策会議」に報告するとともに、庁内の横断的な推進体制を強化します。

(2) 進行管理

ア 「藤沢市自殺対策協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。

イ 「藤沢市自殺対策推進会議」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。

ウ 「藤沢市自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

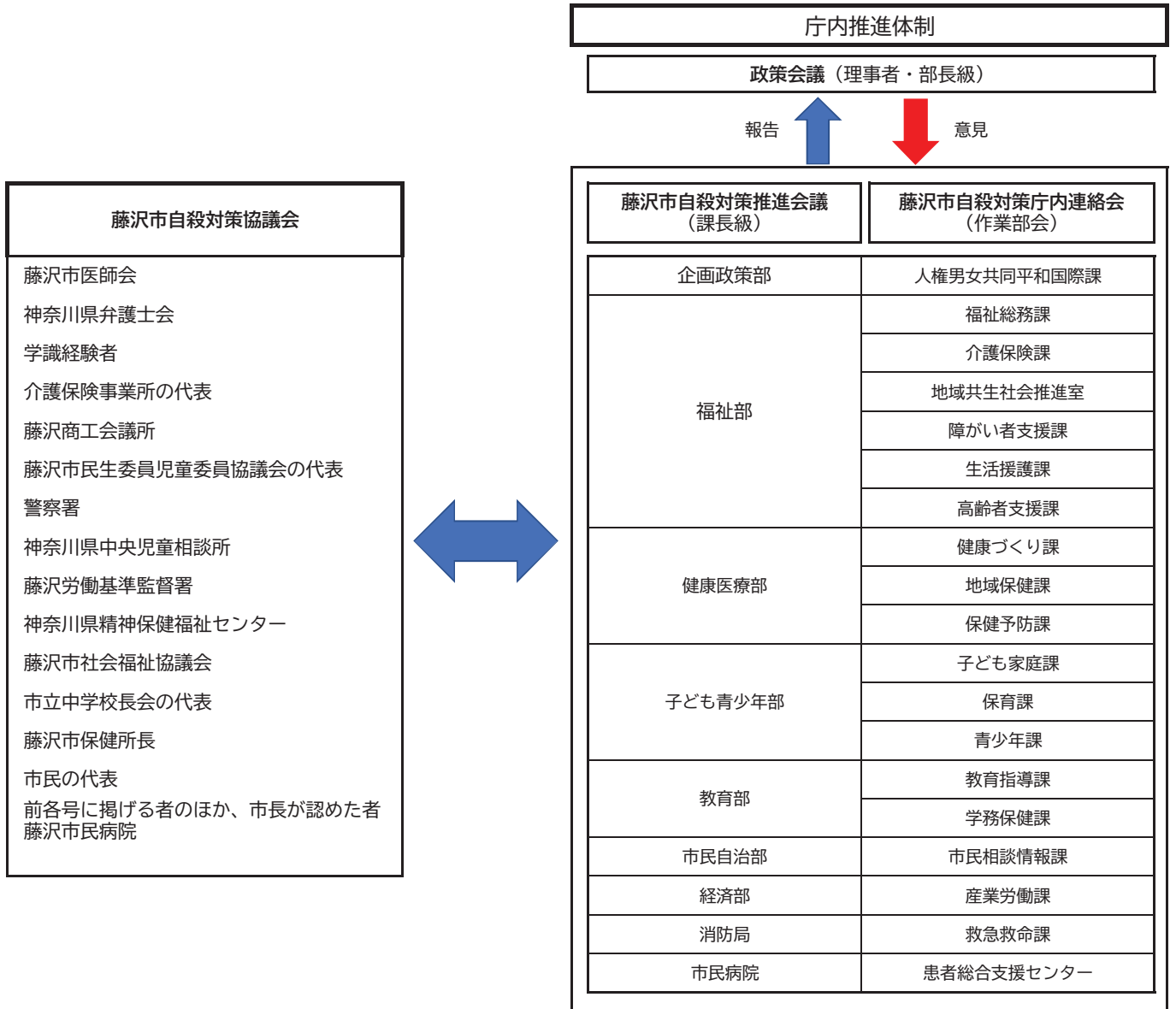
また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

図表 4-1 計画の進行管理



2 自殺対策組織の関係図

図表 4-2 藤沢市自殺対策推進体制



資料編

1 **自殺対策基本法**(平成十八年法律第八十五号)
施行日：平成二十八年四月一日（平成二十八年法律
第十一号による改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生

活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の実情に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の実況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

資料編

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）（概要）

第1 自殺総合対策の基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。【新】
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する。

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する。
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
4. 実践と啓発を両輪として推進する。
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する。【新】

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。 | 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ。 |
| 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す。 | 9. 遺された人への支援を充実する。 |
| 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する。 | 10. 民間団体との連携を強化する。 |
| 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る。 | 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する。 |
| 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する。 | 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する。 |
| 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。 | 13. 女性の自殺対策を更に推進する。【新】 |
| 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる。 | |

第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。（平成27年：18.5 ⇒令和8年：13.0以下） ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1. 国における推進体制 | 3. 施策の評価及び管理 |
| 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 | 4. 大綱の見直し |

(第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要)

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査・研究・検証・成果活用
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
- 自殺対策従事者への心のケア
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実

7.社会全体の自殺リスクを低下させる(続き)

- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
- SOSの出し方に関する教育の推進
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
- 知人等への支援
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

12.勤務問題による自殺

- 長時間労働の是正
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3 藤沢市自殺対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自殺の背景には、健康問題、経済、生活問題等多くの社会的要因があることから、様々な分野の関係機関、団体による多角的な検討と総合的な対策の推進を図る必要がある。このため、地域に必要な自殺対策を協議する目的として、藤沢市自殺対策協議会(以下「協議会」という)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 「協議会」は、次に掲げる事項を審議する。
(1)「藤沢市自殺対策計画(仮称)」に関すること
(2)自殺対策推進のための関係機関及び団体等の情報交換に関すること
(3)関係機関・関係団体との連携に関すること
(4)その他、前条の目的達成のために必要と認められること

(組織)

第3条 「協議会」の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険事業所の代表
- (5) 藤沢商工会議所
- (6) 藤沢市民生委員児童委員協議会の代表
- (7) 警察署
- (8) 神奈川県中央児童相談所
- (9) 藤沢労働基準監督署
- (10) 神奈川県精神保健福祉センター
- (11) 藤沢市社会福祉協議会
- (12) 市立中学校長会の代表
- (13) 藤沢市自殺対策推進会議の代表
- (14) 藤沢市保健所長
- (15) 市民の代表
- (16) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第5条 「協議会」に、代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 代表は、会務を総理し、「協議会」を代表する。
3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理

する。

(招集)

第6条 「協議会」は、市長の要請に基づき、代表が招集する。
2 「協議会」は、原則として年2回開催する。ただし、必要に応じて臨時会を開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 「協議会」の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第8条 「協議会」の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第36号)第2条第3項に定めるところによる。ただし掲げる委員のうち、第7号から第14号、及び第16号に規定する委員は、無報酬とする。
2 臨時会に関しては、すべての委員は、無報酬とする。

(事務局及び庶務)

第9条 「協議会」の事務局は、「藤沢市自殺対策庁内連絡会」の構成課が担い、庶務は保健所保健予防課において総括し、及び処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 藤沢市自殺対策協議会委員名簿

任期：2023.7.14～2025.3.31

	所属等	委員氏名	役職等
1	藤沢市医師会 (産業医担当理事)	山口 邦彦	山口クリニック 院長
2	藤沢市医師会 (精神科医師)	小木曾 洋三	彩クリニック南藤沢 院長
3	神奈川県弁護士会	海老名 毅	みなと綜合法律事務所
4	学識経験者	桑原 寛	医療法人弘徳会 愛光病院 精神科 医 (元神奈川県精神保健福祉セン ター所長)
5	介護保険事業所代表	捧 恵一	社会福祉法人竹生会 芭蕉苑 施設長
6	藤沢商工会議所	川井 裕之	業務管理部長
7	藤沢市民生委員児童委員協議会	大山 睦子	藤沢市民生委員児童委員協議会 御所見地区会長
8	藤沢警察署	橋本 崇	生活安全課長
9	藤沢北警察署	間瀬 則幸	生活安全課長
10	神奈川県中央児童相談所	山口 有美子	子ども相談課長
11	藤沢労働基準監督署	今井 貴久	副署長
12	神奈川県精神保健福祉センター	石井 利樹	相談課長
13	藤沢市社会福祉協議会	矢野 佳代子	主任
14	市立中学校長会代表	笹原 信吾	藤沢市立滝の沢中学校長
15	藤沢市保健所	阿南 弥生子	藤沢市保健所長
16	市民の代表	森 俊彰	
17	市民の代表	臼井 優子	
18	藤沢市民病院	大槻 正樹	藤沢市民病院 精神科部長

5 藤沢市自殺対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法 第2条基本理念にある「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」との趣旨を踏まえ、市内の幅広い分野の関係部局が参画して、本市における自殺対策の横断的な体制を整えることを目的として設置する「藤沢市自殺対策推進会議」(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 「推進会議」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ふじさわ自殺対策計画に関すること
- (2) 自殺対策に関する各部等の取り組みについての情報交換
- (3) 自殺対策に関する各部の連携について
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項について

(構成)

第3条 「推進会議」は、藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱第3条に規定する構成課等の長、および保健所長で構成する。

(代表)

第4条 「推進会議」は、保健所長を代表とする。

(事務局及び庶務)

第5条 「推進会議」の事務局及び庶務は保健予防課に置き、「推進会議」の招集については事務局が行う。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

6 藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法に定められている自殺対策の総合的な推進を目的とし、庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課等の情報交換及び連携を強化するとともに、新たに「藤沢市自殺対策計画」の策定に向けた準備及び計画の推進体制の整備を目的として設置する「藤沢市自殺対策庁内連絡会」(以下、「連絡会」という)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 「連絡会」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること
- (2) 「藤沢市自殺対策計画」の素案作成及び策定後の実施に関すること
- (3) 自殺対策に関する各課等の情報交換及び連携に関すること
- (4) 藤沢市自殺対策協議会の事務局に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために「連絡会」が必要とする事項について

(構成)

第3条 「連絡会」の構成は、次の各号に掲げる課等で構成する。

- (1) 市民自治部 市民相談情報課
- (2) 福祉部 福祉総務課
- (3) 福祉部 介護保険課
- (4) 福祉部 地域共生社会推進室
- (5) 福祉部 障がい者支援課
- (6) 福祉部 高齢者支援課
- (7) 福祉部 生活援護課
- (8) 健康医療部 地域保健課
- (9) 健康医療部 健康づくり課
- (10) 健康医療部 保健予防課
- (11) 子ども青少年部 青少年課
- (12) 子ども青少年部 子ども家庭課
- (13) 子ども青少年部 保育課
- (14) 経済部 産業労働課
- (15) 消防局 救急救命課
- (16) 市民病院 患者総合支援センター 地域医療連携室
- (17) 教育委員会 教育部 教育指導課
- (18) 教育委員会 教育部 学務保健課
- (19) 企画政策部 人権男女共同平和国際課

(事務局及び庶務)

第4条 「連絡会」の事務局及び庶務は保健予防課に置き、「連絡会」の招集については事務局が行う。

(「協議会」事務局及び庶務)

第5条 「協議会」の事務局については「連絡会」の構成課が担い、庶務は保健予防課において総括し、及び処理する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

7 「ふじさわ自殺対策計画」改定経過

改定までの経緯

2019年3月	第1期ふじさわ自殺対策計画策定
2022年2月	藤沢市議会定例会 厚生環境常任委員会にて中間報告
2022年7月	藤沢市自殺対策協議会・庁内連絡会にて改定の意見集約
2023年1月	藤沢市自殺対策協議会・庁内連絡会にて骨子案作成
2023年6月	藤沢市自殺対策庁内連絡会にて改定素案について意見集約
2023年7月	藤沢市自殺対策協議会にて改定素案について意見集約
2023年10月	藤沢市自殺対策推進会議にて改定案検討
2023年11月	政策会議にて改定案報告
2023年12月	藤沢市自殺対策庁内連絡会にて改定案報告
	藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会にて改定案報告
2023年12月～2024年1月	パブリックコメント（市民意見公募）実施
2024年1月	藤沢市自殺対策協議会にて改定案最終確認
2024年2月	政策会議にて報告
2024年3月	藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会にて報告
	第2期ふじさわ自殺対策計画策定（第1期計画改定）

8 パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要

(1) 実施方法

実施主体	藤沢市長
実施期間	2023年（令和5年）12月18日（月）から2024年（令和6年）1月17日（水）まで
周知方法	広報ふじさわに募集記事を掲載 藤沢市ホームページに掲載
配布場所	保健予防課、市役所総合案内、市民相談情報課市政情報コーナー、各市民センター・公民館
対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方およびその他利害関係者
提出方法	所定または任意の用紙に意見と住所、氏名を記載し、保健予防課へ持参、郵送、FAX、藤沢市ホームページ上の専用提出フォームにより受付

(2) 意見提出数・意見件数

意見提出者数	1人
意見件数	4件

(3) 提出された意見等の内容と市の考え方について

	意見等の内容	類型化	市の考え方
1	現に孤立している人のみならず、誰にでも自殺のリスクがあることから、全ての人に対してそのことの周知啓発が必要であると思う。	周知啓発に関するもの	「自殺のリスク」について自分事として捉えることは重要であると認識しており、計画本文 24 ページ第 3 章「4 基本施策 (3) 市民の気づきを促進」に、「自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも起こりえる危機”であり、危機状態のときには誰かに援助を求めることが大切であることを社会全体の共通認識となるように普及啓発を図る」ことについて記載しています。市民全体の共通認識となるよう周知啓発の推進に努めてまいります。
2	自殺の衝動を防ぐ取組が重要であり、また精神疾患に対しての偏見などから医療機関の受診やつらいときには休息を取るなどの適切な対応をためらわないように、正しい知識や対応方法を普及啓発する必要があると思う。	周知啓発に関するもの	自殺に気持ちいが傾いた人の早期発見、早期対応を図るゲートキーパーの養成は重要と考えており、計画本文 23 ページ第 3 章「4 基本施策 (2) 自殺対策を支える人材の育成」に人材の育成について記載しています。一人でも多くの市民に精神疾患の正しい知識や理解を広めることが重要と認識しており、受診や休息など適切な対応がとれるよう、幅広く普及啓発活動に取り組みます。
3	スタッフや場所の確保が難しいなどの課題もあると思うが、ゲートキーパー養成だけでなく、相談窓口や地域の縁側事業を拡充し、一人ひとりに対応できる体制づくりができるとよい。様々な機会を利用して市民全体に自殺を防ぐ意識を高める必要があると思う。	相談体制等の充実に関するもの	相談窓口の充実は重要なことと捉えており、計画本文 26 ページ第 3 章「4 基本施策 (4) こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進」に、「困難な事態において相談する機会が得られるよう、相談機関の周知・体制整備」の推進について記載しています。また、相談窓口の充実に加えて、孤独・孤立を防ぐ居場所の確保は「生きることの促進要因」につながるものと認識しており、庁内関係各課と連携し取組の充実に努めてまいります。
4	就労支援や経済的援助等を実施する関係機関との連携の強化が、自殺に追い込まれる前の早期支援につながると思う。	関係機関との連携に関するもの	様々な関係機関との連携により、総合的に自殺対策が推進されることが大切であるため、計画本文 22 ページ第 3 章「4 基本施策 (1) 地域におけるネットワークの強化」に、行政・民間・市民が連携・協働し社会全体として自殺対策を総合的に推進することについて記載しています。就労や経済的支援等につきましても関係機関と連携し重層的な支援に努めてまいります。

9 主な相談窓口

	各種相談	問い合わせ
健康等に関する相談	●こころや身体の健康についての相談	◇ふじさわ安心ダイヤル24 ☎0120-26-0070 ※24時間365日
	●感染症・難病についての相談	◇保健予防課 ☎50-3593 FAX28-2121
こころに関する相談	●精神保健福祉相談 ●もの忘れ相談 ●保健師・福祉職による相談	◇保健予防課 ☎50-3593 FAX28-2121
	●生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できず、悩みを抱えている方の相談	◇こころの電話相談 ☎0120-821-606 ※24時間365日 ◇横浜いのちの電話 ☎045-335-4343 ※24時間365日 ◇いのちの電話 ☎0120-783-556 毎日16:00~21:00 毎月10日(8:00~翌日8:00)
自殺未遂者家族の相談	●自殺未遂者・家族のための電話相談	◇まごころホットライン ☎81-9120 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) ※相談員の携帯電話に転送されます。
大切な人を自死で亡くした方のつどい・相談	●藤沢わかちあいの会	◇保健予防課 ☎50-3593 FAX28-2121
	●自死遺族相談ダイヤル (自死遺族のための電話相談)	◇全国自死遺族総合支援センター <グリーンサポートリンク> ☎03-3261-4350 木曜日(10:00~19:00) 日曜日(10:00~17:00) (祝日を除く)
障がいに関する相談	●障がい者及び介護者の相談 障がい福祉サービス、障がい者手帳など	◇障がい者支援課 ☎50-3528 FAX25-7822 障がい者相談支援事業所の問合せは障がい者支援課へ ◇地区福祉窓口 (各市民センター・村岡公民館) ※18歳未満の相談は子ども家庭課 ◇子ども家庭課 ☎50-3569
	●障がい者虐待に関する相談	◇藤沢市障がい者虐待防止センター (障がい者支援課) ☎50-3528 FAX25-7822

資料編

高齢者に関する相談	<p>●高齢者本人及び介護者の日常生活に関する困りごと、介護保険サービス、介護予防事業など</p>	<p>◇高齢者支援課 ☎50-3523 FAX50-8412</p> <p>◇いきいきサポートセンター (地域包括支援センター) ※各施設への問い合わせは、高齢者支援課へ</p>
	<p>●高齢者虐待に関する相談</p>	<p>◇高齢者虐待専門相談窓口 (高齢者支援課) ☎50-3523 FAX50-8412</p>
生活に関する相談	<p>●多重債務相談 弁護士による相談1回30分</p>	<p>◇市民相談情報課消費生活センター ☎50-3568 FAX50-8409 木曜日 13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)</p>
	<p>●病気や事故・その他の理由による収入減少等により、経済的に生活が困窮したときの相談(生活保護)</p>	<p>◇生活援護課 ☎50-3572 FAX50-8414</p>
	<p>●経済的なこと、仕事のこと、家計の管理がうまくいかない等、生活上の様々な課題を抱える方の相談</p>	<p>◇地域共生社会推進室 「バックアップふじさわ」 ☎50-3533 FAX50-8415</p> <p>◇北部福祉総合相談室 (湘南台文化センター内) ☎46-0046 FAX46-0053</p> <p>◇藤沢市社会福祉協議会 バックアップふじさわ社協 ☎47-8131 FAX26-6978</p>
	<p>●地域での困りごとの相談 ご近所に心配な方がいる、地域でボランティア活動をはじめたいなどの相談</p>	<p>◇藤沢市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー (CSW) ☎47-8131 FAX26-6978</p>
	<p>●生活福祉資金・福祉資金の貸付</p>	<p>◇藤沢市社会福祉協議会 総務課(福祉資金貸付) ☎50-3525 FAX26-6978</p>
	<p>●高齢者や障がい者などで、自分一人で契約などの判断や金銭管理に不安のある方の相談 (日常生活自立支援事業、成年後見制度、権利擁護に関する相談)</p>	<p>◇藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター ☎55-3055 FAX55-3066</p>
仕事に関する相談	<p>●就職活動・職業訓練の受講等に関する相談</p>	<p>◇ハローワーク藤沢 (藤沢公共職業安定所) ☎23-8609 FAX25-4714 月曜日~金曜日 8:30~17:15</p>
	<p>●労働条件・労災保険・職場の安全衛生管理・ハラスメント等の相談</p>	<p>◇藤沢労働基準監督署 ☎23-6753 FAX23-4288 月曜日~金曜日 8:30~17:15</p>

資料編

仕事に関する相談	<p>●労働相談 社会保険労務士による労働条件、社会保険、職場のハラスメント等の問題についての相談</p>	<p>◇市民相談室 火曜日 13:00～16:00 ◇F プレイス 土曜日 13:00～16:00 ☎50-8222 FAX50-8419 ※予約制(祝日、年末年始、休館日を除く)</p>
	<p>●キャリアコンサルタントによる仕事や働き方に悩みを持つ方の相談</p>	<p>◇F プレイス「働き方相談室」 ☎26-7811 FAX90-4601 ※予約制 水・木・金・日曜日 9:30～17:30</p>
	<p>●自立や就労に不安や困難を抱える若者やその家族・保護者に対する相談・個別支援 ※概ね 15～44 歳の方が対象</p>	<p>◇ユースサポート・ユースワークふじさわ ☎86-5481 FAX86-5486 火曜日～土曜日 10:00～18:00</p>
子ども・若者に関する相談	<p>●子どもの健康相談 妊産婦・乳児・就学前の幼児とその保護者を対象とした相談</p>	<p>◇健康づくり課 ☎50-3522 FAX50-0668</p>
	<p>●子育てアドバイザーによる子育ての心配事・悩み事についての相談 ※概ね未就学児の子育て家庭対象</p>	<p>◇子育て企画課 ☎50-3562 FAX50-8428 ◇藤沢子育て支援センター (藤沢保育園内) ☎22-7037 FAX22-7037 月曜日～土曜日 9:00～16:00 ◇湘南台子育て支援センター (湘南台文化センター内) ☎42-5533 FAX42-5539 月曜日～土曜日 8:30～17:00 ◇辻堂子育て支援センター ☎33-2311 FAX33-2332 月曜日～土曜日 8:30～17:00 ◇六会子育て支援センター (六会市民センター内) ☎81-7722 FAX81-7721 月曜日～土曜日 8:30～17:00</p>
	<p>●子ども・子育て・青少年相談 子育ての不安や悩み、子ども本人からの相談</p>	<p>◇子ども家庭課 ☎50-3569 FAX50-8428</p>
	<p>●子どもの発達相談 心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについての相談 ●障がいのある子どもの相談 ※18 歳未満</p>	<p>◇子ども家庭課 ☎50-3569 FAX50-8428</p>
	<p>●子どもの虐待に関する相談 ※18 歳未満</p>	<p>◇子ども家庭課 ☎50-3569 FAX50-8428 ◇児童相談所 全国共通ダイヤル ☎ 189 (いちはやく) ※24 時間 365 日</p>

資料編

子ども・若者に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満のお子さんに関するさまざまなご相談 (子育ての心配や不安、学校に行きたがらない、非行相談、言葉や発達の遅れ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇神奈川県中央児童相談所 ☎84-1600 ◇子ども・家庭110番 ☎84-7000 ◇人権・子どもホットライン(子ども専用) ☎84-1616
	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめや体罰、親による虐待など、子どもの人権に関わる相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの人権110番 ☎0120-007-110 平日8:30~17:15
	<ul style="list-style-type: none"> ●就学相談 (次年度小学校に入学する子と保護者) ●教育相談 (市内在住の小・中学校の児童生徒と保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校教育相談センター ☎50-3550 FAX50-8423 平日9:00~17:00 土曜日9:00~12:00 (日・祝日・年末年始を除く)
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の指導に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇教育指導課 ☎50-3559 FAX50-8424 平日8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校のいじめに関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ相談ホットライン ☎25-2500(にこにこまるまる) 平日9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ相談メール 	<ul style="list-style-type: none"> ◇教育委員会 教育指導課 https://www1.fujisawa-kng.ed.jp/index.cfm/1,1264,8,15,html 「藤沢市いじめ相談メール」で検索してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ問題やその他の子どものSOS全般 ※概ね3歳~18歳までの方 	<ul style="list-style-type: none"> ◇24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310 ※24時間365日
	<ul style="list-style-type: none"> ●学習支援 経済的な理由などから、子どもが勉強する環境を確保することが難しい方への相談・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇バックアップふじさわ ☎50-3533 FAX50-8415 ◇バックアップふじさわ社協 ☎47-8131 FAX26-6978
女性に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ●女性のための相談 DV、夫婦や家庭内の困りごとなど 	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活援護課 ☎50-3572 FAX50-8414
	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメントなど女性をめぐる様々な人権問題についての相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 平日8:30~17:15



第2期 ふじさわ自殺対策計画

～気づき つながる いのちを支える藤沢市～
(令和6年度～令和10年度)

発行 2024年(令和6年)3月

藤沢市 健康医療部 保健予防課
〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1
TEL 0466-50-3593 FAX 0466-28-2121

藤沢市のホームページアドレス:
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>